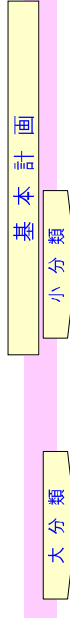


中間市第 4 次総合計画の 効果検証

都市づくりのビジョンと施策の体系



施策の概要項目

大分類	小分類	実施の概要項目
都市計画	都市計画	秩序ある市街地の形成・整備
土地利用	土地利用	市街化区域、市街化調整区域の計画的有効利用
水利用	水利用	生活用水・農業用水の確保、水質の保全
道路・橋りょう	道路・橋りょう	幹線道路・生活道路の整備
住宅	住宅	市営住宅・賃貸住宅の増設、住宅相談
保健・医療	保健・予防の充実	感染症・母子保健・生活習慣病対策、高齢者保健サービス
	医療の充実	地域医療の確保、医療水準の向上、健全経営の確保
	児童福祉	子育て支援、乳幼児健診、家庭児童相談
	母子(父子)・寡婦福祉	生活基盤の整備、医療費の助成、母子寡婦福祉団体の育成
福祉	障害者福祉	雇用・就業、教育・医療・保健体制の充実、社会参加の促進
	障害者地域活動支援センター事業	社会への適応の支援、生活支援の充実、地域住民との交流
	高齢者福祉	在宅福祉、人材活用・交流活動などの生きがい対策
	低所得者福祉	相談・指導体制、生活環境の充実
	介護保険	要介護者への施策、介護予防事業、地域支援事業
	国民健康保険	財政の安定・健全化、取組率の向上、医療費の適正化
社会福祉	国民年金	無年金者の防止、保険料収納率向上の啓発
上水道	上水道	水資源の確保、水の安定供給、安全な水づくり、情報公開
下水道	下水道	流域下水道・公共下水道整備の推進、地域下水道の適正維持
消防	消防	消防力・緊急業務の充実、防火安全対策の強化、緊急需要の適正化
防災	防災	都市防災・水防・地震等の対策
交通安全	交通安全	交通安全意識の普及徹底、乗客・乗車に対する啓発、交通安全施設の整備
情報化	情報化	地域の情報化の推進、行政の情報化の拡充
し尿処理	し尿処理	下水道事業等の推進、合併処理浄化槽の普及、収集体制の充実
環境衛生	じん芥処理	減量化・資源化の推進、ごみ処理システムの構築
	環境保全	公害防止体制・環境対策の充実
農業	農業	農業環境の整備、農業生産組織の形成、農業振興計画
商業	商業	空き店舗・空き地対策、中心商店組合の法人化
消費生活	消費生活の安定	消費者処理相談体制の拡充、消費者知識情報の提供
工業	工業	工業の集団化、工業団地の発掘・開発、新工業団地の整備
失業対策	失業対策諸事業	就労事業の持続活用への働きかけ、事業構想の拡大
高齢者雇用対策	高齢者雇用対策	生きがいづくりと社会参加、雇用機会の確保、技術・技能の伝承
障害者雇用対策	障害者雇用対策	雇用機会の確保と自立の支援
中小企業雇用対策	中小企業雇用対策	中小企業融資制度の拡大、地域創業助成金制度の活用
観光	観光	観光資源の開発と整備、祭りの行事の充実
学校教育	学校教育	私立教育(幼稚園)の振興助成
小中学校教育	小中学校教育	教育内容の充実、人材教育の推進、教職員の資質向上、いきいき教育特別推進事業
社会教育	社会教育	社会教育基盤の充実、社会教育施設の充実
社会教育	社会教育	施設整備、スポーツの普及、施設管理の効率化
青少年健全育成	青少年健全育成	青少年の非行防止対策の推進、相談活動の継続実施、街頭巡回活動の推進
芸術・文化の振興	芸術・文化の振興	文化施設の育成・支援、文化施設ネットワークの形成
文化財保護	文化財保護	文化財の調査・保存・整備、文化財の啓発と活用
生涯学習	生涯学習	生涯学習体制の充実、学社融合の推進、イキイキ地域づくり
人権	人権	啓発活動の推進、交流団体の促進、情報提供の推進、相談システムの充実
住民サービス	住民サービス	住民票の広域交付、公約個人認証サービスの検討
男女共同参画	男女共同参画	男女共同参画を促進する意識改革、男性保護と女性の活躍づくり、社会参加の促進と支援
国際交流	国際交流	交流市民団体の育成、交流活動の支援、交流基盤の整備、相親相睦づくり
広報・広聴	広報・広聴	広報機能・広聴機能の充実
行政計画	行政計画	財政の健全化、職員教育と資質向上、協働の地域づくり、行政システムの構築・効率化
広域行政	広域行政	広域行政の推進、新たな考え方に立った合併問題の検討

快適な暮らしを支える社会基盤の整備
～ 未来へとつなぐ都市づくり ～

生涯にわたる保健・医療・福祉の充実
～ 元気の輪が広がる都市づくり ～

豊かな生活環境の創造
～ みんなで築く環境都市づくり ～

新世紀に適応した産業の振興
～ 活力と賑わいのある都市づくり ～

次世代を担う教育の充実
～ 人を育むスポーツと文化の都市づくり ～

市民との協働・交流による開かれたまちづくり
～ 人権を尊重し、人が集う魅力ある都市づくり ～

元気な風がふ～まじり～ ながさ

市民の元気が まじり 元気

～ 元気のある目～ た都市づくり ～

住む人の憩いと未来の夢を拓くまちづくり

【都市計画】

現状と課題	都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画である。民間の開発許可申請に対し、その開発が中間市にとって有効かつ利便性の高い物となるよう指導を行い土地の有効利用を図った。地区計画については既存計画の変更は行ったが新規計画の策定は行っていない。今後は未利用地の活用や周辺道路との一体的な計画など地域の特性を生かした土地利用を促進する。 また、都市計画道路については中心市街地に影響の大きい3km弱の整備区間が延長された。これにより商業地域の交通機能が向上した。 公園緑地については既存施設の経年劣化が激しいため公園機能の回復に重点をおいて遊具の修繕、撤去を実施。都市公園では垣生公園のバリアフリー化に着手している。 次に、公共下水道の普及率は、平成17年度末現在37%であったが、平成21年度末現在では138haの整備増となったことにより、普及率も53.8%までなった。今後も毎年36haを目標に整備を進めて行く。
施策の基本方向	市街化区域及び市街化調整区域の区域区分及び用途地域を適正に配置し、良好な市街地の形成を図る。また、土地利用の形態の変化など、時代のニーズに応じた地区計画を検討する。 都市計画道路については、社会状況の変化と道路整備プログラムとの整合を追及し、順次整備を図る。 公園緑地、児童遊園については、長期にわたる計画的な維持管理・整備が必要である。 また、都市公園においてはバリアフリー化を促進する。
成果	【都市計画について】 住環境や商業地域、交通環境の充実など、計画的なまちづくりの推進を行いました。農地法や景観条例などの各種法規制との連携による適切な土地利用を行いました。 【公園緑地について】 都市公園では長寿命化計画に基づき、垣生公園では園路、遊具、トイレ、垣生池護岸の整備、ベンチの新設等を行いました。また、通谷公園、屋島公園、小田ヶ浦公園、浄花町公園では遊具、照明、フェンス等の更新を行いました。 特に垣生公園では今回の園路整備によりバリアフリー化が図られ、車いすでの散策が可能となりました。 また、児童遊園、緑地緑道、ポケットパークでは樹木の剪定や伐採、遊具の塗装などの維持管理作業を行い、安全で利用しやすい公園整備に努めました。 【下水道について】 令和3年度末現在の公共下水道の普及率は87.7%、整備面積は781ヘクタールとなっています。

第5次総合計画に向けての課題	【都市計画について】 高密度で各種機能が集積した市街地特性を生かしながら、バリアフリーやユニバーサルデザイン、SDGsなどの環境に配慮した効率的・効果的なまちづくりに向けて、商業・業務拠点、地域生活拠点、公益・文化交流拠点、地区拠点を中心とした都市構造を形成すること、都市計画道路の整備により、市外へのアクセス道路、都市間のアクセス道路及び都市環境の向上を図ることが課題です。 【公園緑地について】 都市公園については維持管理の指針となる長寿命化計画を軸とした予防保全型の管理が行えています。児童遊園、緑地緑道等については今後も自主点検を的確に行い、長寿命化を前提とした予防保全型の維持管理を地元自治会の協力を得ながら着実に実施することが課題です。 【下水道について】 年次計画を踏まえ、計画的に公共下水道普及区域を拡大していくことが課題です。
-----------------------	--

【土地利用】

現状と課題	平成１８年実施の第５回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直しにおいて、行政界の変更に伴い第一種住居地域と準工業地域の編入を行ったが商業系地域の編入は行っていない。 また、平成２１年度に中間市都市計画マスタープランの変更を行い将来的土地利用の方向性を示す。
施策の基本方向	国、県をはじめとした関係機関との調整を十分に図り、地域住民と密に接し、相互理解と協力のもとに適正な土地利用を図る。 都市計画道路の整備を行った地区の沿道利用に関して、現在の用途地域を検討し、より地域の特性に即した土地利用を促す。
成果	平成21年度に中間市都市計画マスタープランの全体構想で将来の土地利用の方針を示して、適正な土地利用の規制・誘導を促しました。 虫生津工業団地西側の市街化調整区域について、不整形な線引き場所であったため、工業機能の維持・向上と適正な土地利用の規制・誘導を図る目的として、市街化区域の編入、用途地域指定を行いました。
第5次総合計画に向けての課題	中間市第５次総合計画策定後、3カ年で中間市都市計画マスタープランを改定し、将来の土地利用の方針を定めること、住宅開発や道路整備に伴う都市機能の誘致(沿道開発)において、将来の都市づくり目標との整合を図り、関係機関との協議・調整により、区域区分や用途地域の見直しなどを検討し、地域の特性に応じた適正な土地利用を推進ししていくことが課題です。

【水利用】

現状と課題	本市水道事業は、給水人口 82,400 人を設定し、一日最大給水量は 32,600（唐戸浄水場・19,700、西部浄水場・12,900）を確保し、平成 29 年までは水需要に十分対応できることとしている。 また、将来の水需要の増加に備え、水資源として昭和 55 年に完成した遠賀川河口堰から中間市・遠賀町分として 14,660 を確保するとともに、遠賀川河口堰からの分水のための配水池用地を遠賀町内に確保している。 近年、主水源としている遠賀川流域の都市化が進み、生活雑排水や畜産排水・農業排水などに起因すると考えられる水質汚濁の問題が提起されている。 遠賀川ではアンモニア性窒素や BOD 値の増加、浮州池では富栄養化から藻類の繁殖による異臭味障害などが、年間を通じて発生している。加えて近年環境ホルモンなどの各種化学物質やクリプトスポリジウムなどで水道水に対する安全性、信頼性が問われていることから、福岡県や流域市町村との一体的な浄化対策を強化・促進しなければならない。 給配水施設では、さらなる水の安定供給のために経年老朽管の新管への切り替え事業を推進するとともに、漏水防止対策を充実させなければならない。 また、地震に強い水道を目指して、これまで以上に水道施設の耐震化を促進しなければならない。
施策の基本方向	生活用水の需要の増加を的確に把握し、水資源の確保に努め、飲料水の安定供給を維持する。 また、水資源の水質確保を図るため、水質汚濁の防止に必要な浄化対策を積極的に推進する。本市では、より一層安心して飲めるおいしい水づくりを目指すため、西部浄水場の改修を図る。
成果	【水資源の確保・水質の保全について】 自然災害等による不測の事態に備えて、平成 26 年 12 月に北九州市・岡垣町との応援協定を締結しました。このことにより、配水管の漏水事故や渇水時等の不測の事態に陥った時、修繕材料や給水の応援態勢が確立されています。 配水管布設替工事に伴い、老朽管の更新率を向上させました。また、水道施設では唐戸浄水場の改修工事に着手しました。 【農業用水について】 過度な農薬や肥料の散布により余剰分が排水に混じるため水質汚濁や富栄養化となることを農業者へ周知し、水質・環境保全を図ることができました。

第5次総合計画に向けての課題	【水資源の確保・水質の保全について】 今後、国が推奨する広域連携の一環として、北九州市と用水供給事業を推進し、更なる給水の確保が課題です。 また、対応年数に応じた水道施設の改修工事や老朽管の更新工事に耐震管を採用すること、水道施設の充実と配水管布設替工事の更新率向上を目指し、健全な上水道経営を行っていくことが課題です。 【農業用水について】 引き続き、農業者へ周知していくとともに、農業の生産性の向上につなげていくことが課題です。
----------------	---

【道路・橋りょう】

現状と課題	県事業によりＪＲ筑豊本線と平面交差している県道中間宮田線を立体交差化。 県道中間水巻線の未整備部分の整備を進め、都市計画道路についても４路線の整備を進めた。また、（仮称）蓮花寺ボタ山縦貫道路について都市計画決定を踏まえた警察協議を行うなど、計画決定に向けての条件整備を進めた。
施策の基本方向	幹線道路である県道や主要な市道については、朝夕の慢性的な交通渋滞の解消が急務となっており、生活道路との面的な繋がりを勘案しながら整備を図る。また、道路網の充実に向け、（仮称）蓮花寺ボタ山縦貫道路の新設を進める。 生活道路については、狭小道路の解消や災害時の非難道路の整備を図る必要がある。特に高齢者や身障者に対応できる歩行空間の機能面の向上を図り、市民各層が親しみやすい安全な道路整備を進める。
成果	【幹線道路について】 平成20年度にJR筑豊本線と県道中間宮田線との立体交差工事を完了しました。 県道中間水巻線(都市計画道路仮家大膳橋線)の拡幅工事を完了しました。 (仮称)蓮花寺ぼた山縦貫道路の都市計画決定とそれに伴う県事業での工事及び塘ノ内砂山線跨線橋を含む都市計画道路の工事に着手しました。 中間市の西部地区における道路交通の円滑化と、近接する小学校への通学道路の安全確保を目的に、平成21年から平成29年にかけて県道中間宮田線と市道市営球場2号線を結ぶ御座ノ瀬・中ノ谷バイパス事業を実施しました。 【生活道路について】 主なものとして、幅員が狭く緊急車両の通行に支障のある出原・殿牟田線の道路改良工事を行い事態の解消を図りました。
第5次総合計画に向けての課題	【幹線道路について】 引き続き市役所前交差点から蓮花寺交差点の4車線化含め、広域幹線道路網を構築すること、(仮称)蓮花寺ぼた山縦貫道路や塘ノ内砂山線跨線橋を含む都市計画道路の早期完了を目指し、道路網の充実に図ることが課題です。 【生活道路について】 中間市内の道路は歩道と車道に段差のある従来型の歩道が多く、車両の出入口部分で切り下げた箇所があり高齢者や車椅子での通行がしにくい状態であるため、今後も引き続き道路改良を行う際には、条件が整った箇所から段差のないバリアフリーな道路を整備し、親しみやすく安全な道路環境を作っていくことが課題です。

【住宅】

現状と課題	市営住宅については、昭和の時代に建設された建物が大多数であり、そのことが建物の老朽化、周辺地域の環境の低下、維持コストの上昇を招いている。現在は中間市公営住宅ストック総合活用計画により建替え、改善を行っているが、住宅政策の変更により、新たに総合住宅政策の基本として公営住宅等長寿命化計画の策定が必須となり、今後長寿命化計画を策定し、これに基づき財政状況や社会状況などを勘案しながら、建替え、改善、補修など計画的に進める。
施策の基本方向	平成26年度以降公営住宅等長寿命化計画の策定が公的交付金を受けるための必須条件になるので、今後の事業を進めるため公営住宅等長寿命化計画の策定を図る。
成果	平成24年度に公営住宅長寿命化計画を策定し、地域の住宅需要に対応した総合的な住宅活用方針を明らかにするとともに、予防保全的な修繕及び耐久性の向上等の改善事業等を行いました。また公営住宅等の適切な維持管理を行っていくため、長寿命化計画を定期的に見直し、事業費の平準化を図りつつ、改善や修繕、建替等の整備を計画的に行いました。
第5次総合計画に向けての課題	第2期公営住宅等長寿命化計画に基づき、継続して財政状況や社会状況などを勘案しながら、公営住宅の改善や修繕、建替等の整備を計画的に進めていくことが課題です。

【保健・予防の充実】

現状と課題	全国的な少子・高齢化の傾向は、本市も同様であり、壮年期・高齢期を中心に生活習慣の変化が要因である、がん、心臓病、高血圧症、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病が増加傾向にある。市民が健康でいきいきと暮らせるまちづくりを基本理念とし、市民の生活の質を向上させ、市民一人ひとりが毎日の生活の中で健康を考えることができる事業展開及び基盤整備が求められている。 本市においては、平成20年度から実施された特定健康診査やがん検診の受診率が低いこと、特に40代～50代の受診率が低いことにより予防の観点から成・壮年期への事業展開は必ずしも十分とは言えず、今後はさらに『予防』の視点を強化した各種保健事業の推進が必要である。 また、健康診査については、今後も積極的な広報活動及び受診に向けた取り組みを強化しなければならない。 平成12年度に介護保険制度が導入され、保健事業と介護保険給付との内容の重複サービスについて見直しを行い、平成14年度から介護予防の観点から支援が必要な高齢者及び介護に携わる家族に対し、介護予防を目的とした健康教育、訪問指導を重点的に取り組んできたが、まだまだ実態把握は十分とはいえず、各関係機関との連携あるいは、共同実施という視点も取り入れ、事業の展開を図る必要がある。 各種事業及びその内容や適正活用について市民への周知を図り、生涯を通じて継続的に支援していくための管理システムを構築し、市民一人ひとりのライフステージと個人の状態に合わせた保健事業を図る必要がある。
施策の基本方向	健康管理システムの導入により、データを一元化し、個人及び世帯単位で生涯を通じた総合的な健康づくり体制を整備する。母子に対しては、育児支援をキーワードとし、成・壮年に対しては疾病予防を、高齢者に対しては介護予防をキーワードとした事業を推進し、介護保険制度と有機的な連携を保ちながら、新たな事業のあり方について検討する必要がある。

成果	健康に関する情報や相談窓口等に関しては、福岡県、遠賀中間医師会、連携協定締結企業等と協力しながら、様々な広報媒体を使って市民に発信できていると考えます。健康管理システムの導入により、市民一人ひとりにあった、予防接種等の勧奨や感染症予防等に関する情報の提供を行い、生涯を通じた総合的な健康づくり体制を整備することができました。 母子に対しては、乳幼児の健康の保持・増進を図るため、乳幼児健康診査や妊婦健康診査をはじめとした各種母子保健事業を推進し、疾病の予防や早期発見に努めました。また、令和2年度から、保健センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、保健師や助産師等の専門職が関係機関との連携を図り、妊娠期から出産・子育てまでの様々なニーズに対して総合的かつ切れ目のない支援を行っています。 成・壮年に対しては、早期発見、早期治療の観点から、特定健康診査の受診勧奨等を行い、特定健康診査受診率が、平成24年度は26.4%でしたが、令和3年度には37.8%まで上昇しました。健診結果に応じて特定保健指導や生活習慣病の重症化予防のための保健指導・栄養指導、病態別健康教室や運動教室を実施し、平成30年度には遠賀中間地域糖尿病性腎症重症化予防事業を開始しました。 高齢者に対しては、特定健診の受診機会を増やすことを目的に、平成28年度から後期高齢者の集団健診への受入れを開始し、令和2年度から高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業を実施し、介護保険課と連携しながら医療費適正化及び健康寿命の延伸に取り組んでいます。 また、令和元年度には自殺対策行動計画を策定し、全庁的に自殺対策に取り組んでいます。市役所においてパネル等を展示したり、教育委員会と連携し小中学校に出向いて「SOSの出し方に関する教育」を実施したりしています。近年の少子化、核家族化の背景に鑑み、妊婦及び子育て世代に対しても、メンタルヘルスの視点を取り入れています。
第5次総合計画に向けての課題	平均寿命の延伸、高齢化、社会構造の変化等により、自殺者は増加傾向であり、各人の健康課題も多様化しています。市民が心豊かに生活していくには、病気を早期発見、重症化させないことが重要であり、健康管理システムを活用し、市民一人ひとりにあった情報提供や保健指導等を実施していくことが課題です。

【医療の充実】

現状と課題	中間市立病院は昭和40年に開設以来、地域の中核病院として市民の生命と健康を守り、地域医療に貢献してきた。現在は、地域の医療機関との連携を柱に、高度・専門病院の後方病院として、地域の開業医では対応できない外科的手術や入院などの支援病院としての役割を果たしている。 平成16年度地域医療連携室を設置し他院との連携強化を図り、平成18年度には患者紹介率（救急搬送患者含む）18%であったが、平成21年度では32%まで上昇した。又、平成20年5月には救急告示病院の指定を受け、地域の医療ニーズに応じた医療の提供に努めている。 平成22年9月からは、国民健康保険施設（国保直診）としての指定も受け、地域での保健・医療・福祉との連携を図り市民の健康の保持増進のため、総合的相談の実施や保健指導或いは、健康教育の開催などにも努め、さらに訪問診療や、訪問看護による在宅サービスの実施などでも連携強化を図っている。 しかしながら、その一方で新臨床研修医制度を契機に医師の大学への引き揚げが始まり、医師不足や病院勤務医の疲弊等の問題が顕在化し当院においても、入院や外来診療の縮小を余儀なくされ経営悪化の要因となっており、常勤医師の確保が緊急な課題となっている。 この経営面の改善に関して、平成20年度に策定した「中間市立病院改革プラン」に基づき平成21年度からの3年間に於いて経営の効率化を行い、最終年度である平成23年度における黒字化に向けた様々な取り組みを実施している。 また、改革プランの中において、各年度の実績を踏まえ、計画の点検・評価・公表を行うことが明記されていることから、平成22年11月に「中間市立病院評価委員会」が開催され、平成21年度決算を踏まえ各事業の点検・評価が行われた。 平成22年度以降についても各事業年度において、引き続き点検・評価が行われる。 また、施設については、築後30年が経過した建物の老朽化や耐震化対策も大きな課題のひとつである。 今後は、地域の拠点病院としてさらに安全で安心な質の高い医療の提供と療養環境の向上に努める。
施策の基本方向	地域の拠点病院として、高度機能病院と一般開業医との連携の強化を図るとともに、保健、福祉、医療の連携を強化し在宅サービス、総合相談窓口及び健康教室を実施することで、生活習慣病予防など、地域住民の健康づくりの支援を行う。また、今後高齢化が加速するなかで地域医療の充実を図るため療養型病床など視野に入れた検討を行う。 病院経営については、最優先課題である医師の確保を図り、安定した経営を目指すとともに、安全で安心できる効率的な医療を提供し、地域住民に信頼される病院づくりに努める。

成果	地域の保健、福祉、医療の連携の強化を図る拠点病院として役割、市民の健康づくりに寄与する健康教室、相談窓口の設置など実施することができました。 しかしながら、病院経営の最優先課題である医師を確保できなかったことや建物の老朽化等により、平成30年度から経営状況が急速に悪化しました。そこで、経営形態変更も含めた経営状況の改善、医療体制強化を目的として、市長の諮問機関である「市立病院あり方検討委員会」を設置しました。当該委員会の答申を受け、庁内で協議を重ねた結果、民間移譲の方針が決定しましたが、相手方と条件面で折り合いがつかず交渉は中止となりました。令和3年2月の臨時議会において、市立病院の廃止案が可決され、中間市立病院は令和3年3月31日にて廃院となりました。
第5次総合計画に向けての課題	中間市立病院の廃院に伴い、市内の開業医による診療所と市外の急性期病院との連携強化が求められ、高度医療等への紹介や受診が可能となるよう医療提供体制の早期構築が課題です。

【児童福祉】

現状と課題	現在、我が国は最も少子化の進んだ国の一つとなり、本市においても同様の傾向が見られる。少子化の進行は、経済成長の鈍化、税や社会保障における負担の増大、地域社会の活力低下などの要因となり、深刻な問題となっている。 また、児童の健全育成、次代の親の育成という見地をとらえても、情報化の進展に伴う少年犯罪の増加などに見られるように、社会情勢は複雑化し、失業、離婚、家庭の孤立、犯罪の低年齢化、児童虐待など、社会構造の悪化に歯止めをかけるべき次世代を担う子どもがきわめて不安定な状況に置かれていると言わざるを得ない。 こういう現状のなかで、これらを社会全体の問題として受け止め、子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会への転換を目的として、平成17年3月「中間市次世代育成支援行動計画」を策定した。この計画を柱として理想の「ワーク・ライフ・バランス」の実現を目指し、子育てに喜びを感じられる環境づくりをすることが急務である。
施策の基本方向	生活様式の急速な変化や価値観の多様化などに伴い、子どもや子育て家庭を取りまく環境は大きく変化している。特に少子化の進展は、高齢者を支える生産年齢世代の負担が増加するなど、今後の経済的・社会的な影響が懸念されている。 また、子育てについても、職業生活と家庭生活の両立を可能とする保育ニーズの高まりや、子育て家庭の孤立化など、対応すべき課題が山積みしている。この状況のなかで中間市次世代育成支援行動計画では、「地域の和による 子育てを支えるまち なかま」という基本目標をあげ、行政が最大限の努力をして、住民一人ひとりや保護者、さらには関係団体や関係機関などと連携しながら、その具体化に努めていく基本方針を示している。 児童福祉施策はこれらを踏まえ、児童の健全育成・子育て環境の整備を図り、虐待など現在悪化する環境に苦しむ少年・児童を救い、社会人として貢献できる大人をより多く育てるものとする。

成果	【母子保健事業について】 乳幼児健康診査や妊婦健康診査をはじめとした各種母子保健事業を推進し、乳幼児及び妊産婦に対する健康の増進に努めました。また、令和２年度には、子育て世代包括支援センターを開設し、保健師や助産師が妊娠時から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要なサービスにつなぐ伴走型相談支援を推進することにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を整備しました。 【子育て支援のネットワークづくりについて】 要保護児童の適切な保護並びに要支援児童及び特定妊婦の適切な支援を図ることを目的に、中間市要保護児童対策地域協議会「中間市はばたけ子ども・ネットワーク」を設置し、保育所、幼稚園、小・中・高等学校、民生委員児童委員協議会などの関係機関に働きかけ、子育て支援のネットワークの構築、連携強化に成果を上げています。 【子育て短期支援事業（ショートステイ）について】 保護者が身体、精神、環境などの理由により家庭で子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設において養護保護し、保護者の養育支援の充実を図りました。 平成30年度実績 利用者人数2人、利用者日数6日 平成31年度実績 利用者人数1人、利用者日数2日 令和２年度実績 利用者人数3人、利用者日数15日 令和３年度実績 利用者人数2人、利用者日数7日 令和４年度実績 利用者人数21人、利用者日数43日
----	---

【家庭児童相談事業について】

令和4年度に子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に係る必要な支援を行い、特に要支援児童及び要保護児童等への支援を強化し、充実を図りました。

- ・要支援児童及び要保護児童等への支援については、42機関で構成する中間市要保護児童対策地域協議会「中間市はばたけ子ども・ネットワーク」を設置し、更なる関係機関との連携強化を図ることができました。

- ・子どもが、両親等による暴力を目撃する「面前DV」については、児童虐待にあたることを周知徹底し、啓発を強化することができました。

【中間市子育て支援センターについて】

中間市子育て支援センターは、令和4年4月に総合会館の3階に移転し、育児に不安を抱える保護者に丁寧に関わり、発達に応じた対応を心がけ、関係機関とも連携を取りながら切れ目のない支援を行うと共に、子育て中の親子の交流の場となっている「くすり広場」では、平成24年度から新たに始めた「あかちゃんデー」も平成27年度には定着し年間利用者数は毎年1万人超えの利用がありました。また、中間市子育て支援センターでは、毎月様々な「子育て講座」や行事を行い、仲間づくりの推進と地域との交流を広げ、「子育て支援情報誌 れいんぼー」を毎年1回900部発刊し、子育てに関する情報を発信し続けました。

【保育ニーズについて】

少子化と言われるようになってはいるものの、共働き世帯やひとり親世帯等の価値観の多様化、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化等が発生している中でも、従来同様一定の保育ニーズが求められています。そのような状況下においても、延長保育や一時保育、休日保育、病児・病後児保育といったサービスが各施設で提供されることにより、多様な保育ニーズに対応することができました。また、待機児童については、平成30年度から令和2年度までにおいて発生した時期があったものの、令和3年度以降は国が定義する待機児童は発生していません。

【親子ひろばリンクについて】

親子ひろばリンクは、指定障がい児通所支援の児童発達支援及び放課後等デイサービスとして実施しています。また、心やからだの発達に気がかりのあるこどもの個別相談（18歳までの児童）や親子通園による小集団グループ教室（小学校6年生まで）を充実させています。嘱託医師、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士による（作業・理学療法士は、長期休暇期間のみ）個別相談や個別指導訓練等との併用により、児童の能力、適正等に応じた療育支援を行っています。年々療育を必要とする対象児童の増加や、対象となる障がい種別の多様化に対応できる体制を早期療育ができるよう医療、教育各関係機関等の情報共有化や連携、療育支援からの一貫した総合的な充実を図っています。

【放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の充実について】

中間市底井野小学校、中間小学校の余暇教室を活用し、それぞれ底井野学童保育所、中間学童保育所を開設しました。また、中間東小学校の余暇教室を活用した学童保育所を平成25年度から開設しています。

第5次総合計画に向けての課題	【こども家庭センターの設置について】 児童福祉と母子保健に関する一体的な相談支援を行うことで、子育て支援を推進するため、中間市子育て支援センター・家庭児童相談係・母子保健係（子育て世代包括支援センター）を合わせた「こども家庭センター」の設置が必要です。こども家庭センターにおいて、こどもの成長段階に応じた切れ目ない総合的な支援を一体的に実施することにより、安心して出産し不安なく子育てができる地域を作っていくことが課題です。 【子育て支援のネットワークづくりについて】 保育所、認定こども園、幼稚園等の子育て支援を行う施設が、妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関としての役割を担い、こども家庭センターとの連携強化を図ることにより、地域の社会資源の機能を強化、充実させていくことが課題です。 【子育て短期支援事業（ショートステイ）について】 利用者のニーズに合わせた、短期入所支援の種類・量・質の充実が課題です。 【保育ニーズについて】 保育ニーズの変化等により、令和5年度から休日保育を実施する保育所がありません。また、公立、私立いずれの保育所でも保育士確保に苦慮しています。障がいがある児童等配慮を要する児童への保育も重要であることから、保護者のニーズを把握して現状に即した児童福祉サービスを提供し、保護者への「寄り添う支援」のための環境を整備することが課題です。 【親子ひろばリンクについて】 今後、保護者との連携強化では、保護者のグループに臨床心理士及び保育士が関わり、情報交換、シェアリング、ペアレントトレーニング等を行い、児童に対する適切な関わり方について考え学び合う場を提供していくことが課題です。 【放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の充実について】 障がい児の受入れや開所時間の延長、対象児童年齢の引上げなど、検討する事項が多くあることに加え、学校再編が予定されていることから、小学校の数が減少し、小学校の建替えが行われる可能性があります。そのため、教育委員会と密に連携したうえで充実させていくことが課題です。
-----------------------	--

【母子（父子）・寡婦福祉】

現状と課題	近年、男女の結婚観や家族観の相違を理由とした離婚、別居が増加傾向にあり、「ひとり親」家庭が増加している。とりわけ、若年母子が増加傾向にあり、概してこれら世帯の就労状況は短時間労働が大半なため、経済基盤は脆弱(ぜいじゃく)であり、児童の健全育成において経済的・精神的な不安感にさらされていることから、社会保障制度の整った常勤職場への就業支援が重要となってくる。 また、父子家庭に対する施策は乏しい現状であったが、平成22年8月から、父子家庭へも児童扶養手当の支給が開始され、経済的負担の解消へ一歩前進した。今後は、公営住宅への優先入居、子どもの一時預かりや保育時間の見直し等、父親の生活面での負担解消が求められる。 母子家庭の母親の就労による自立を促進するため、職業能力の開発を自主的に行う母子家庭の母親に対して講座受講費の助成、高度な職業訓練を受け資格を取得しようとする母子家庭の母親に対する生活費の助成を国の施策である「母子家庭自立支援給付金事業」に基づき、平成16年1月から行っている。 対象者を、雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格を有していない母子家庭の母親で、所得が児童扶養手当支給水準のものとし、対象講座を雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座で、受講講座の受講料の4割（上限20万円下限8千円）を支給額とした「自立支援教育訓練給付金」を交付したが、国の制度改正により、平成19年10月から、受講料の2割（上限100,000円、下限4,000円）へ支給額が減少している。 また対象者を、2年以上の養成機関において一定のカリキュラムを修業し、資格の修得が見込まれる母子家庭の母親で所得が児童扶養手当支給水準のものとし、その対象資格は、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士で、月額103,000円・修業期間の残り1/3の期間（上限12月）を支給額とした「高等職業訓練促進給付金」の交付により支援してしたが、この給付金も、国の制度改正で、平成21年6月から、月額が、市民税非課税141,000円、市民税課税70,500円となり、併せて入学時の負担軽減として一時金が新たに設けられ、市民税非課税50,000円、市民税課税25,000円となり、支給期間も修業期間の1/2（上限18月）へと制度の拡充が図られている。 今後は、母子・寡婦家庭の生活の安定と自立の向上を目的に活動する、母子寡婦福祉会の構成員も高齢化が目立ってきていることから、「ひとり親」家庭の加入促進に努める必要がある。
施策の基本方向	ひとり親家庭が安定した生活を送るとともに、児童の健全育成を図るために、ひとり親家庭等の現状把握に努め、制度の周知徹底をはじめ、自立、就業の支援に主眼を置いた支援策を適切に実施していく必要がある。

成果	母子又は父子家庭の母又は父の就労による自立を促進するため、職業能力の開発を自主的に行う母又は父に対して講座受講費の助成、高度な職業訓練を受け資格を取得しようとする母子又は父子家庭の母又は父に対する生活費の助成を行ってきましたが、法令の改正に伴い助成額や支給期間の上限を引き上げるなどして自立促進を図りました。 【自立支援教育訓練給付金】受講料4割（上限20万円、下限8千円）→ 受講料6割（上限40万円、下限1万2千円） 【高等職業訓練促進給付金】支給期間（上限18月）→ 支給期間（上限4年） 平成30年度実績 自立支援教育訓練給付金 1名 高等職業訓練促進給付金 4名 平成31年度実績 自立支援教育訓練給付金 1名、高等職業訓練促進給付金 4名 令和2年度実績 自立支援教育訓練給付金 2名、高等職業訓練促進給付金 3名 令和3年度実績 事業未実施 令和4年度実績 自立支援教育訓練給付金 1名、高等職業訓練促進給付金 5名
第5次総合計画に向けての課題	母子（父子）世帯には子どもを抱えながら仕事に就き、所得が不安定で収入も少ない世帯が多いことから、自らがその自立を図り家庭生活の安定と向上に努められるように就業支援、経済的支援など幅広い支援を継続して実施していくことが課題です。

【障害者福祉】

現状と課題	本市の身体障害者手帳登録者は、平成２２年３月現在２，４３４人で、そのうち一級・二級の重度障害者は１，０２６人を占め、全体の４２．２％となっている。また、療育手帳の交付者は２９７人、精神障害者保健福祉手帳の交付者は２３４人である。 本市では、一人ひとりが支えあう「福祉のまちづくり」を目指し、高齢者、障害者が家庭や社会の一員として尊重され、原動力となり、生きがいに満ちた生活が送れることを願い、日々「家庭づくり」、「地域づくり」、「環境整備」、「健康の保持と生涯学習」、「地域への積極参加」に取り組んでいる。 平成１８年度施行の「障害者自立支援法」により、従来、身体・知的・精神の障害種別毎に複雑な施設・事業体系であったものを再編、支援の必要度を測る客観的な尺度である「障害程度区分」の導入等によって、一元的なサービスを受けることができることとされた。また就労支援の充実のための事業強化が図られ、障害者の自立支援の強化が図られることとなった。 同法においてサービスの給付決定や相談支援事業をはじめとする地域生活支援事業の実施等、市町村の果たす役割は非常に大きい。 障害者が社会に阻害されることなく、積極的な社会参加を進めるためには、市民・企業・団体など、すべての社会構成員が障害者を取り巻く諸問題を十分に理解し、受け入れる地域環境づくりに向けて、全員参加による社会連帯意識の高揚を図ることが必要である。 なお、「障害者自立支援法」は主として利用者負担の面で、必ずしも利用者の意に沿うものとはなっていなかったことなどから、平成２１年に廃止が決定され、平成２５年中には新法の施行がなされることとなっている。 今後も変化していく障害者を取りまく状況に対応しつつ、障害者の立場に立った施策の実施が必要である。
施策の基本方向	住みよい平等な社会づくりを進めるためには、すべての人々が障害や障害者のことを十分理解する必要があることから、「広報なかま」をはじめとした各種の媒体により啓発活動を積極的に推進する。 また、障害のある人もない人も、ともに支えあって活動する社会を目指す施策は、高齢化対策と共通する分野が多く、障害者・高齢者双方のニーズに対応していくためには、その施策の効率的な推進体制の一体化を図る。 また、平成１８年度から施行された「障害者自立支援法」に基づき、障害者が主体性・自立性を確保し、社会へ積極的に参加でき、その能力が十分発揮できるような地域社会の実現に取り組んでいく。

成果	平成２５年度の障害者自立支援法の改正により「障害者総合支援法」が施行され、引き続き障がいのある人の主体性を確保することとされ、障がい者の範囲に難病が追加されました。また、平成２８年度には、障害者総合支援法の一部改正により、障がいのある人の「生活」と「就労」の一層の充実が図ることとされました。また、障害者基本法の改正により療育に関する条項が新設され、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、関係機関との横の連携、ライフステージに応じた縦の連携が必要とされています。 本市の身体障害者手帳交付者は、令和５年３月末現在、２，０３０人で、そのうち一級・二級の重度障がい者は９５７人で、全体の４７．２％を占めます。また、療育手帳交付者数は５４６人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は６５０人です。 中間市ホームページや広報なかま等を活用し、障がいのある人の生活支援のための種々の福祉サービスや啓発活動、就労を後押しする訓練等のサービスの周知を実施しています。その周知と相まって、福祉サービスの利用者は増加の傾向を示しています。障がい児支援については、早期療育につなげるため、関係課や機関からの相談に応じながら情報共有や提供を行っています。サービス希望者のニーズに沿うよう、計画相談支援事業所等と連携しながら、サービスの適切な支給決定に努めています。また、本市の委託事業として、社会福祉協議会が運営する中間市障害者地域活動支援センターにおいて、さまざまな行事を通じて障がいのある人の自立や社会参加を支援しています。
第５次総合計画に向けての課題	さまざまな関係機関等と連携し、引き続き、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して安定した生活を送れるよう、制度の周知や啓発活動に努めるとともに、障がいのある人の生活や就労を支援していくことが課題です

【障害者地域活動支援センター事業】

現状と課題	平成7年の精神保健福祉法の改正により、法の中に「正しい知識の普及」「相談指導の実施」「社会復帰施設やグループホームの整備」など、市町村の役割が明示され、平成14年度から通院医療費公費負担制度や精神保健福祉手帳などの業務が市町村窓口となった。 このことから、「中間市精神障害者地域生活支援センター（パルハウスぼちぼち）」が平成15年6月に発足、障害者自立支援法の施行とともに身体障害者・知的障害者をも対象とした「障害者地域活動支援センター（パルハウスぼちぼち）」として障害種別に関わらず、広く障害のある人の相談や活動の場所として事業実施することとなった。前身が精神障害者を対象とした施設であったことから、身体、知的障害者の利用は精神障害者の利用に比べ少なく、広報等を通じて周知をはかることが必要である。 平成21年度からは、社会福祉協議会へ委託されたことで費用的な部分では負担が軽減されたが、市の直営ではなくなったことで、より一層緊密な連携をとることを意識していくことが求められることとなった。
施策の基本方向	行政が中心となって精神障害者に対する社会復帰の支援、生活相談の支援、情報提供などを行い、さらに地域住民との交流や啓発を行う必要がある。 また、当事者に対する認識及び理解を深めていくためには、住民の潜在意識の把握をし、その内容を解明するとともに、家族会の育成及び連携を図り、医療機関、関係機関との協力を得て、精神障害者が自立し、社会参加するための支援事業を展開する。
成果	障害者地域活動支援センター（パルハウスぼちぼち）は認知されてきており、相談件数も増加してきています。身体、知的、精神障がいのある人が利用しており、精神障がいのある人が約7割を占めています。障がいのある人が相談できず孤立しないよう、福祉サービス利用等に関する支援をはじめ、各種手続きの援助、生活技術や健康・医療に関する相談対応など地域の障がいのある人の相談窓口として、また、さまざまな行事を通じて地域や団体等との交流をもつ地域活動支援センターとしての機能を果たしています。新型コロナウイルス感染症の影響により行事は縮小していましたが、令和4年度からは以前にも増して行っています。また、市とも緊密に連携をとっており、頻繁に情報共有を行っています。
第5次総合計画に向けての課題	家族の高齢化により、家族会の存続や連携は年々困難となってきています。支援が極めて困難な事例もあり、家族、医療機関、関係機関との連携を深め自立の支援を行っていくことが課題です。

【高齢者福祉】

現状と課題	全国的に急増する高齢者人口は本市においても同じで、本市の高齢化率〔平成２２年４月現在〕は、２９．３％となっており、全国平均より約６％、福岡県平均より約７％高くなっている。また、本市の高齢化率の推移は増加の一途をたどっている。増加幅をみると、昭和６０年から平成７年までの１０年間では、約７ポイント、平成７年から平成１７年までは、約８ポイント増加しており、今後団塊の世代が６５歳を迎えることから、さらに高齢化率の上昇が著しく、平成３０年では３７．７％に達すると推定される。 平成１２年４月に介護保険制度が導入され、従来の「中間市老人保健福祉計画」を「中間市高齢者総合保健福祉計画」と改め、すべての高齢者を視野に入れ、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の一体的な運用が求められている。 自らの意思で介護保険サービス選択の権利保障、一方では、住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができるための施策「介護予防、生活支援事業」の充実が求められている。 平成１８年度から予防重視型のシステムへ変更されており、市民の多様化するニーズを十分に把握しながら、より一層要支援・要介護にならないための高齢者福祉事業の充実を図っていかなければならない。
施策の基本方向	「第４期中間市高齢者総合保健福祉計画」に基づいて、市民とともに『支えあい共に住み続けるまちづくり』の実現をめざし、介護予防事業のサービス及び生活支援体制の整備を図り、介護予防対策の推進、生きがい対策である『ふれあい・いきいきサロン』・『ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク』等、交流活動支援の充実を図る。

成果	地域包括支援センターが中核機関となり、「地域包括ケアシステムの構築」に向け、高齢者や介護が必要な人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、次のようなさまざまな支援やサービスの提供に取り組んでいます。 ・「総合事業」では、要支援者または基本チェックリストによる事業対象者の介護予防を目的として、その状態や置かれている環境等に応じて目標を設定し、その達成に向けて介護予防の取組を生活の中に取り入れ、可能な限り自立した生活を送れるよう適切なサービスが提供されるよう必要な援助を行っています。 ・「一般介護予防事業」では、住民主体の活動の場等の支援を目的に、運動機能等の向上を目的とした介護予防教室等を実施している。中でも、「ケアトランポリンわいわい教室」は、福岡県が推進する「運動習慣の定着」の取組として2022（令和4）年度末時点で市内19地区で実施し、参加者の筋質や運動能力の向上に一定の効果が見られました。その他、中間市独自の取組として「青竹ふみ体操」を実施し、フレイル予防につながっています。 ・「生活支援体制整備事業」では、市全域及び各小学校区の合わせて7か所に協議体を設置し、生活支援コーディネーターが調整役となり住民主体の活動を支援しながら、多様な地域資源の充実に向けた地域づくりを進めています。中でも、「青空市場」は、月1回市内6地区に移動販売車等が集い、自分の目で見て安全に買い物ができるよう支援を行っています。 ・「在宅福祉サービス」としては、紙おむつが必要な65歳以上の在宅の要介護認定者に対し、紙おむつ等の現物給付を行っています。また、65歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、安否確認等見守りを兼ねた配食サービスを実施しています。ひとり暮らし高齢者等見守りネットワーク事業では、一暮らしの高齢者が孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域の「見守り隊」による声かけや安否確認を実施しています。この見守り活動は、地域の民生委員や自治会を中心に各地区独自で活動を実施している地区もあります。
第5次総合計画に向けての課題	今後も、誰もが安心して生活できる地域共生社会の実現に向け、次のように地域包括ケアシステムの拡充が課題です。 ・一般介護予防事業では、コロナ禍により地域で集まることが難しくなったことから、継続的な介護予防教室の実施ができず通いの場の減少により、体力や認知機能の低下が見られます。今後は、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に寄与するためにも、継続的な介護予防教室等を実施していくことが課題です。 ・生活支援体制整備事業では、住み慣れた地域で元気に暮らし続けられるよう、「向こう三軒両隣」の復活を目標に、高齢者の社会参加を促進させ、また市内連携を強化し、地域支援の輪を拡大することが課題です。 ・認知症施策の推進では、令和5年に「共生社会の実現を維持するための認知症基本法」が公布されたことから、認知症の人を含めた一人一人がその個性と能力を十分に発揮できるよう、認知症についての理解を深め、認知症の人やその家族が住み慣れた環境で暮らし続けられるよう支援していくことが課題です。 ・在宅福祉サービスでは、安心した生活を送ることができるよう、今後も継続し支援していくことが課題です。

【低所得者福祉】

現状と課題	本市における被保護者の状況はバブル期以降の景気低迷の影響により、平成11年度を境にして反転、増加傾向を示している。 低所得者層は不況などの影響を受けやすい傾向があり、なかでも高齢者世帯が半数を占めていることから、自立への期待が困難になっている。 近年、社会経済情勢は益々不透明で、就業には一層困難な状況が続いていることから、相談・指導体制と生活支援の充実が課題である。
施策の基本方向	低所得層の人々が健康で文化的な生活を維持するために関係機関との協力を得て、相談、指導体制と生活支援の充実を柱に、きめ細かな援護体制の充実に努め、自立の助長を図っていく。
成果	生活困窮者の相談業務について、専門的知識を有する面接相談員を配置するとともに、民生委員、社会福祉協議会、市民生活相談センターと連携し相談業務の充実を図りました。また、生活保護受給者の実態把握と自立に向けた処遇指導を図るため計画的な訪問活動を強化しました。さらに、就労の機会を得るために就労支援員を配置し、ハローワークと連携することで就労自立を促しました。 これらの施策の結果、生活保護率は平成23年度をピークに減少傾向が継続しています。
第5次総合計画に向けての課題	景気の低迷、少子高齢化、人口減少等の社会経済情勢の悪化は生活困窮者に大きな影響を及ぼすため、生活保護受給者の更なる減少を見込むことは困難です。引き続き生活困窮者からの各種生活相談及び生活保護申請相談業務の適切に実施していくこと、生活保護受給者が早期に就労自立できるようハローワークと連携し就労支援体制を推進していくことが課題です。

【介護保険】

現状と課題	高齢化率の上昇に伴い、介護給付費等も増加し続けている中で、介護保険制度の適正な運営が求められている。制度発足から3年ごとに大幅な改正が実施されてきたが、併せて平成21年度から平成23年度を事業計画年度とした「第4期中間市高齢者総合保健福祉計画」に基づき、地域密着型サービスの充実など事業を展開してきたところであるが、総合的に適正な運営を図らなければならない。
施策の基本方向	「中間市高齢者総合保健福祉計画」の基本理念である『支えあい共に住み続けるまちづくり』を認識し、高齢者社会を全体で支えるため、関連各機関及び各事業の連携を密にし、効率的に、介護サービス及び介護予防サービスの提供を図る。
成果	本総合計画を策定した2006（平成18）年度から16年、同後期計画を策定した2011（平成23）年度から11年が経過し、3年度を1期とする中間市高齢者総合保健福祉計画（以下、「保健福祉計画」という。）は6回の改定を行いました。この間、本総合計画策定当初から懸念されていた高齢化率は12.1ポイント上昇し約38.3%に、要介護認定者数は2,423人から3,294人へと約1.3倍に増加しました。これに伴い、介護給付費も増幅し、2,867,527千円から約1.5倍の4,235,405千円に達しました。 一方で、介護保険料は、6つの段階から13（国の基準は9段階）の段階へと、被保険者の所得に応じたよりきめ細かな段階を設定しながらも、給付費との調整を図るため、年額が46,440円（第3期保健福祉計画）から73,920円（第8期保健福祉計画）へと約1.5倍になりました。 介護給付に目を向けると、第7期保健福祉計画（2018～2020年度）に、地域密着型サービスとして、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護を整備方針に掲げました。2020（令和2）年度には、グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所を開設し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく安心した生活を送ることに寄与しました。さらに、2023（令和5）年度には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を整備する予定です。また、2006（平成18）年に設置した地域包括支援センターがその規模を拡張させながら、総合事業、介護予防事業、認知症施策に着手し、多種多様化する介護ニーズに対応した施策を講じています。

第5次総合計画に向けての課題	新型コロナウイルス感染症の感染への不安から、要介護認定者が介護保険サービスの受給を抑える傾向が顕著で、第8期保健福祉計画の計画期間は給付費が抑制され、その結果、介護給付費準備基金が291,000千円増加しました。第9期保健福祉計画では、団塊の世代が75歳を迎える2025（令和7）年、団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える2040（令和22）年を見据えた給付費の将来推計をより注視しながら、介護保険料と介護保険サービスとの需給バランスを踏まえた計画を策定することが課題です。 また、介護保険制度が今後も十分に機能するよう制度的持続可能性を踏まえつつ、介護保険サービスの質の向上、給付の適正化に重点的に取り組むことが課題です。 他方、地域包括支援センターでは「地域包括ケアシステム」の構築が進められており、介護サービス利用者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、支援を深めるために必要な医療や介護、民間サービスなどを「切れ目なく」提供できる介護保険行政を推進していくことが課題です。 さらに、昨今、過酷な労働環境などに起因する介護職員の不足が叫ばれている中、2025（令和7）年には全国で38万人の介護職員が不足すると言われています。人材育成施策を講じ、介護現場を支える多様な介護人材の確保や育成、生産性の向上は喫緊の課題です。
-----------------------	--

【国民健康保険】

現状と課題	国民健康保険は、我が国の医療保険制度の中核として地域住民の医療の確保と保健の向上に大きな役割を果たしており、今後の高齢社会においては、その役割は一層大きくなるものである。 しかし、他の医療保険制度に比べ高齢者や低所得者を多く抱えているため、財政基盤が脆弱(ぜいじゃく)であり、加入者の高齢化に加えて、低所得者比率の増大と高度医療普及などによる医療費の増嵩(ぞうすう)も加わり、国民健康保険の財政運営は極めて厳しい状況にある。 平成20年4月には、医療制度改革により75歳以上のすべての国民を対象とした「後期高齢者医療制度」が創設された。制度創設当初から細かい制度改定などを繰り返し、安定した制度運営を目指したが、さらに新たな保険制度を前提として、平成24年度限りで廃止されることが決定した。しかしながら、保険の枠組み(単位)等の詳細はいまだ決定しておらず、さらに、国民健康保険の枠組みについても同時に検討されるなど様々な問題をはらみながら検討がなされているところである。より良い制度設計のために、市としてもあらゆる機会を捉え検討会議に意見を提出していかなければならない。 国民健康保険については、会計は直近の2年間は単年度での黒字を出しているが、累積の赤字は如何ともしがたく、医療費適正化・健康保険税適正賦課・効率的な保健事業等々にこれまで以上に取り組む必要がある。
施策の基本方向	市民の健康と生命を守る国民健康保険事業は、高齢化社会の到来とともにますます重要性を増してきている。本事業を健全に運営していくために必要な施策の推進に努める。
成果	国民健康保険事業の健全な運営のため、中間市第4次総合計画の基本方針である国民健康保険税の適正賦課、収納率の向上、医療費の適正化等に取り組んできました。本市の国民健康保険事業特別会計は、多額の累積赤字を抱えており、単年度収支の改善のため平成21、29年度及び令和2年度に税率の改定を行っています。また収納率向上への取組として平成24年5月に中間市債権管理基本方針を策定し全庁的に収納率の向上に取り組んだ結果、令和4年度の国保税の徴収率は現年、滞納合計で87.99%となっており、第4次総合計画最終年の平成27年度と比較し10.92ポイント上昇しています。加えて医療費適正化への取組として、生活習慣病の早期発見・重症化予防を目的として平成20年度から特定健康診査・特定保健指導を実施し、令和3年度の特定健康診査受診率は37.8%で平成27年度と比較し6.35ポイント上昇しています。 国民健康保険事業の健全な運営に努めた結果、単年度収支は平成26年度から令和4年度まで9年連続で黒字決算(H26～H28は決算補填等目的のため法定外一般会計繰入を実施)となっており、大きな課題である累積赤字については平成25年度末の1,250,831,582円から598,786,225円減少し、令和4年度末では652,045,357円となっています。

第5次総合計画に向けての課題	第4次総合計画策定時からの課題である累積赤字は改善傾向にあるものの、未だ6億円を超える額となっており引続き大きな課題となっています。平成30年度から国民健康保険財政の運営主体が市町村から県へと移管しており、令和6年度からは県内保険料率の均一化に向けての動きが具体的に進んでいく予定となっています。 被用者保険の適用拡大や団塊の世代の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行したこと等の影響から本市の国保被保険者数は減少傾向にあり、医療総額は今後減少していく見込みですが、被保険者1人当たりの医療費は増加傾向にあることから、被保険者1人当たりの税負担が増加する恐れがあります。 被保険者1人当たりの負担を軽減し、国民健康保険事業を健全に運用するため、県と連携を図りながら、引続き適正賦課、収納率の向上、医療費の適正化等に取り組んでいくことが課題です。
-----------------------	--

【国民年金】

現状と課題	年金への理解を求め、安定した受給ができるように指導や啓発が重要であることから、国や県年金機構と連携のもと、老後の生活基盤の確立に向けて本市における取組みを推進していく。 無年金にならないよう住所異動、国民健康保険加入時に年金取得・納付状況を年金事務所に確認し、納付の促進を促している。また、所得が少ない人、会社を退職した人には免除制度の説明をし、未納にならないように免除申請を行う。
施策の基本方向	健康で文化的な市民生活の基礎は、安心して暮らせる経済力が必要不可欠である。このため、国民年金制度を長寿社会を支える基礎的な事業として位置付け、啓発などの施策の推進に努める。
成果	平成14年4月から収納事務は国に移管しており、自治体窓口では主に免除申請勧奨・受理を実施しておりますが、資格取得時に前納割引やキャッシュレス決済を周知するなど、納付率向上にむけた取組みも合わせて努めているところです。 平成29年8月から年金を受け取るために必要な期間が25年から10年に短縮されたので、無年金を防止することはもとより、年金記録の漏れや誤りを防ぐ観点で「ねんきんネット」や「ねんきん特別便」送付によって、年金記録を確認するサービスを拡充したり、制度を理解していただくような取組みを、日本年金機構が実施しています。 マイナンバーを利用した情報連携が平成31年4月から実施され、離職後の国民年金加入手続き等一部の手続きが電子申請可能となり、また、住所変更（転出・転入・転居）も省略可能とするなど、DX推進に伴い事務が効率化されています。
第5次総合計画に向けての課題	国民年金は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基づき、全ての国民を対象に、老齢、障害又は死亡による所得の喪失又は減少により国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯により防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする公的年金制度であり、この目的を達成するために、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものです。法定受託事務として国との協力・連携のもとに実施しており、行政サービスの更なる向上のためにデジタル技術やデータ活用が求められています。具体的には、年間死亡者数が増加傾向にあるなかで、死亡や相続に関する遺族や行政窓口の負担軽減に向けた取組み（ワンストップサービス）等の実施に取り組んでいくことが課題です。

【上水道】

現状と課題	本市水道事業では、急激に進む宅地化に対して増加する水需要に対処するため、昭和56年3月に浄水処理能力12,900 /日の西部浄水場を完成させ給水を開始した。 この結果、給水能力は唐戸浄水場の19,700 /日と合わせて計32,600 /日、計画給水人口は、82,400人と大幅に増強している。 さらに、維持管理を省力化し、省エネルギー化及び水質管理の向上などの機能強化を図ることを目的に、老朽化が進んでいた唐戸浄水場の施設改良工事を平成12年度に着工、平成15年3月に完成した。これらにより将来とも安定した水資源の確保とともに、安全でおいしい水づくりに努めることができる施設となった。 水質については、水源である遠賀川の水質が悪化の傾向をたどっていたことから、昭和56年6月、全国で初めての回転円板法による生物処理施設を導入し、その改善に努める一方で、浄水のp h値を調整するなど、さまざまな手法で水質改善に努めている。 しかしながら、今後も農薬などに含まれている化学物質やトリハロメタンをはじめとする消毒副生成物への対策、クリプトスポリジウムなどの新たな病原性微生物対策が必要となる。また今日、住民の要望が安心・安全な水の提供だけでなく、さらにおいしい水の提供の要望に広がっている。このため、更なる水質向上のための浄水場施設の改善が必要となる。 今日まで種々の施設改良を行ってきており、ここ数年、給水戸数は2.7%増加しているが、給水人口は3.1%減少し、給水量は減少の傾向にある。これは、少子・高齢化、核家族化、生活様式の変化、さらに住民の節水意識の向上などが考えられる。 上下水道局にとって、水道水を安心で、安定的に提供することが大きな使命であることは言うまでもないが、より多様化する利用者の要望に応えるための施設の改良が必要である。 そのためには、今後も健全経営を堅持しなければならない。同時に現在、上下水道局ホームページを開設して、水道業務サービス案内、経営状況、水質検査結果など、広く利用者への情報公開に努めているが、内容をより充実して、水道行政を正確に理解してもらい信頼される事業を展開しなければならない。
施策の基本方向	本市のここ10年間は、少子・高齢化、給水人口の減少など社会情勢の変化から、当初想定していたほど給水量の増加はなかったが、水道水の安定供給堅持のために、老朽化した唐戸浄水場の改修を行った。 今後も、安心して飲める水づくりのため、検査体制の強化・充実に努めると同時に、経年老朽管の更新対策を進め、水の安定供給をより高める施策を展開する。 さらに、情報公開を徹底し、住民の信頼を得て事業を行う。
成果	良質な水道水を安定的に提供するため、水道施設の更新時期に対応して唐戸浄水場の改修工事に着手しました。 また、老朽管の更新率を向上させて、より強固な給水体制を確立しました。 ホームページ以外にTwitter・Facebook・LINE・KBCのdボタンを採用することで、緊急時の迅速かつ幅広い周知を実施できるようになりました。

第5次総合計画に向けての課題	唐戸浄水場の改修工事を着工し、配水管布設替工事の更新率を向上するために、健全な上水道経営を実施していくこと、今後も時代に合わせた情報公開や緊急時等の情報を迅速かつ正確に周知していくことが課題です。
-----------------------	---

【下水道】

現状と課題	下水道は、快適で文化的な市民生活を営むための都市基盤であると同時に、河川や池沼などの公共用水域の水質保全という重要な役割をもっている。 本市の公共下水道事業は、平成6年3月に下水道法及び都市計画法の事業認可を受けて事業に着手した。その後、遠賀川下流流域下水道（中間市、遠賀町、鞍手町、水巻町及び県で構成）が平成7年度に事業認可を受けたことにより、中間市も遠賀川下流流域下水道の関連公共下水道として認可変更を行った。 本市の計画区域は、市街化区域の1,022haに、隣接する集落23haを加えた1,045haで、計画処理人口を平成19年に38,200人と見直した。 なお、一次、二次、三次と認可区域を拡大し、現在の認可区域は668haとなっている。 本市で本格的に下水道事業が進められてきたのは平成7年度からであるが、大きな幹線、ポンプ場建設と順調に事業が進み、平成11年1月には、東部地区の一部を北九州市への暫定流入で一部供用開始をした。 遠賀川下流流域浄化センターは平成15年7月に供用開始し、本市の中底井野、上底井野地区の一部は下水道の使用が可能となった。また、平成11年1月に北九州市へ暫定流入により供用開始となっていた本市東部地区の汚水も、平成18年4月には遠賀川下流流域浄化センターでの処理が可能となった。 本市の平成21年度末現在の普及率は、53.8%で、水洗化率は74.8%となっている。今後も積極的に事業の拡大を図っていく必要がある。
施策の基本方向	下水道整備は、生活環境の改善・向上になることはもちろんであるが、中間市環境基本計画にもあるように、河川や池沼への汚濁負荷の流入低減を行うことにより、自然環境に対しても良い影響を与える。なかでも水資源に対しては、水質の保全に寄与するのみならず、処理水の有効な再利用を図り、市民生活に密着した事業として位置付ける。 流域下水道については、遠賀川下流流域浄化センターが平成15年7月に供用開始したが、今後関係自治体（遠賀町、鞍手町、水巻町）と県に対して、維持管理費の削減や関連公共下水道と整合性ある拡張計画について要望をしていく。 公共下水道については、今後も計画的に下水道整備を行い、平成26年までには、普及率70%をめざして努力する。また、既存の曙、中鶴地区の地域下水道施設については、適正な維持管理を行っていく。 合併処理浄化槽については、公共下水道の認可区域の拡大により縮小傾向となるが、今後とも、生活環境の改善に向け、設置を進める必要がある。
成果	本市の令和3年度末現在の下水道普及率は、87.7%、水洗化率は90.4%となっています。 流域下水道事業は、構成市町である中間市、水巻町、遠賀町、鞍手町の1市3町の負担において、福岡県が遠賀川下流浄化センターを順調に稼働させています。 公共下水道については令和2年度から事業費を抑制しながらも、公営企業法適用の企業会計として効率的な経営に努め、単年度決算は黒字決算を継続しています。

第5次総合計画に向けての課題	公共下水道未普及地域を計画的に整備し、中間市全域が快適で衛生的な生活環境となるよう下水道整備事業を推進していくことが課題です。 また、平成11年の供用開始から25年が過ぎ、計画的に適切な下水道管渠のストックマネジメント改修を行うことが課題です。
-----------------------	--

【消防】

現状と課題	本市の消防体制は、消防本部・消防署（併せて１署）及び消防団で組織している。 現在、消防署には、はしご付消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車、救急自動車など１４台の消防用車両、消防団には、消防ポンプ自動車５台、消防団指揮車１台、救助資機材搭載型消防自動車１台を配置している。 消防施設設備については、消防署では平成２１年１１月までに３台全ての救急自動車を救急救命士による高度な処置が行える資機材を積載している高規格救急自動車とし、登録後１０年を経過したはしご自動車は平成２２年度で、細部まで分解して点検修理を行うオーバーホールを実施した。しかし、消火活動や救助活動に欠かせない消防ポンプ自動車、化学消防自動車及び救助工作車は登録後１８年を経過しているものもあり、速やかな更新が必要となっている。 一方、消防団の消防ポンプ自動車は平成１５年度からの計画的整備により平成２３年１月に第３分団車両を更新することにより、全ての消防ポンプ車両が同一規格となる。また、平成２２年度に消防団指揮車及び救助資機材搭載型消防自動車を更新整備している。 救急業務に関しては、年々救急車需要は増大し、救急隊員には高度な救命処置能力が求められている。これら市民の負託に十分に応えるためには、救急車の計画的更新整備とともに、救急救命士の育成、救急自動車搭乗前の就業前研修、就業後の定期研修、症例検討会等の充実により、常に進化する救急医療に即応できる体制を北九州地域救急業務メディカルコントロール協議会とともに構築維持していかなければならない。 また、現在運用しているアナログ方式（１５０ＭＨｚ 帯）の消防救急無線は、電波法関係審査基準により平成２８年５月３１日までに、※デジタル方式（２６０ＭＨｚ 帯）に移行するためには、最も遅いタイミングでも平成２４年度に基本設計、同２７年度までにデジタル基地局設備、電源設備、空中線設備、車載型移動局無線装置、携帯型移動局無線装置等を整備する必要がある。 ※ 統制波（全国共通波）、主運用波（県内共通波）及び活動波（市町村波）を整備する必要がある。 消防救急無線のデジタル化に伴い、これに対応する機能を有する消防緊急指令システムへの更新が必要である。（現有施設は、設置後１９年を経過） さらに、消防庁長官が推進する自主的な市町村の消防の広域化に取組み、消防体制の整備及び確立を図らなくてはならない。
施策の基本方向	地域住民の生活基盤の安全・安心確保と災害による被害の軽減を図るため、地域に密着した防災機関として災害に強い町まちづくりを推進する。 災害の複雑化、多様化、深層化に対応するために消防体制の近代化と消防力の充実強化を図る。 住宅用火災警報器の設置促進及び防火対象物の査察を中心とする火災予防運動を推進する。

成果	消防力の整備においては、消防車両4台及び救急車両3台を更新整備し、消防施設装備の充実を図りました。また、平成26年度には国の策定した消防救急無線のデジタル化への移行に伴い、従前アナログ方式であった通信指令設備及び消防救急無線設備を高機能消防指令センター及び消防救急無線デジタル設備に更新整備し、消防通信指令体制の機能強化を図りました。 防火水槽の整備においては、耐震性防火水槽5基を新設、1基を更新整備し、消防水利の充実強化を図りました。 救急業務においては、増大している当市の救急需要に的確に対応するため、新規に5名の救急救命士を養成するとともに、年々高度化が求められている救急隊員の救命処置に対し、平成26年度に総務省消防庁により策定された救急隊員を指導教育する「指導救急救命士制度」発足に合わせ、「指導救急救命士」1名を養成し、当市救急体制及び救急業務への教育指導体制の更なる拡充を図りました。 防火安全対策においては、住宅火災での死者を軽減するため、消防職員による市内戸別訪問や商業施設での啓発活動を展開し、奏功事例や有効性を繰り返し広報することで住宅用火災警報器の普及促進を図りました。また、火災被害軽減対策においては、市内事業所の消火・避難訓練での指導を通じ、防火管理の重要性を説き、防火意識の高揚を図り、市内事業所の防火管理者選任率を向上することができました。 自主防災組織の強化においては、各校区まちづくり協議会と連携した防災訓練を行い、防災組織の育成及び協力体制を再認識するなど安全安心なまちづくりに向け、地域防災力の推進を図りました。 以上のとおり、第4次計画期間内において、消防を取り巻く環境が変化する中で、消防体制の充実強化及び近代化を図り、事業所や地域と連携した各種防災訓練等を通じ、地域防災力を推進することができました。
第5次総合計画に向けての課題	近年の災害や事故の多様化・大規模化、市民ニーズの高度化・多様化など消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防力を維持・強化していくため、各種消防力の整備においては、車両及び各種消防資機材等について今後も計画的に更新していくことが課題です。 救急業務においては、当市における少子高齢化の進展や今般の新型コロナウイルス感染症拡大による救急出動の増加に伴い、同時に3台の救急車が出動する件数が平成25年の「10件」に対し、令和4年には「150件」と大幅に増加しており、今後も全ての救急隊に救急救命士を配置し、救急活動の質を向上させるため、計画的に救急救命士を養成していく必要があり、また、コロナ禍での経験を踏まえ、新たなウイルス感染症発生に備え、各種出動業務に使用する感染防止資材が不足することがないように計画的に整備していくことが課題です。 防火安全対策においては、今後も住宅用火災警報器の普及促進事業を継続するとともに、地域住民と連携した消防訓練などを通じ、防災意識の高揚を図り、また、市内各事業所の火災被害軽減に向け、事業所等に設置している消防設備等の点検の推進や消防設備違反を是正するための積極的な査察指導を実施していくことが課題です。

【防災】

現状と課題	地震、洪水、火災などの災害は、市民の日常生活を危機に陥れる可能性が極めて高く、特に、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震は、本市においても震度5弱を観測するなど、わが国における地震はいつ、どこでも発生することを想定しなければならない。 いったんこのような災害が発生すれば、被害が広範囲に及び、情報の収集伝達に欠かせない通信網にも壊滅的な被害を与えるなど都市機能をマヒさせる。 このような緊急時に対応するため、それぞれの地域に潜在する危険性を平常時から把握するように努め、十分な防災対策を講じる必要があり、併せて災害時の避難場所となる公園や公的施設の充実が必要であると同時に、市民の安全な避難を容易にする避難経路を確保し、災害に強く安心して暮らせるまちづくりが必要である。特に人が多く集まる公共施設などは、耐震構造とし災害時に一定期間生活ができる設備などの整備が必要である。 洪水対策については、浸水想定区域における避難行動が迅速かつ確実に行われるよう地区単位で耐水性の高い避難場所、避難経路等の見直しを行い、洪水などに対処しうるような体制を構築する必要がある。
施策の基本方向	災害から市民の生命、身体、財産を守り安心して暮らせる環境整備に努めるため、ライフラインや危険物施設の定期点検、通信設備の充実や通信網の整備、インターネットによる情報提供などを計画的に進める。 また、災害に対する心構えを確立するため、多くの地域住民・企業などと協力して、実態に即した総合的な演習などにより、日頃の地域の協力体制と自主防災意識の高揚に努め、災害に強い都市づくりを推進する。
成果	校区ごとの防災研修で、住民の話し合いにより、各自治会の集合場所から避難所までの安全な経路を示した「避難ルートマップ」を作成し、全世帯に配布しました。その後、すべての自治会に自主防災組織が結成され、その「避難ルートマップ」をもとに避難訓練を実施しました。現在、校区まちづくり協議会の主催で、校区の避難訓練が実施されており、市や消防本部は避難訓練を積極的に支援し、住民主体で実効性のあるものにしています。災害時の情報伝達については、防災行政無線のほか、エリアメール、ホームページ、KBCのdボタン、自治会長への自動架電システム、SNS等複数の手段を用いるようにし、市民により伝わるようにしました。また、広報なかまやホームページで日頃の備え等について周知し、自助・共助の重要性を啓発しました。公助として、応援協定の締結を進め、民間企業からの応援を得られるようにしました。
第5次総合計画に向けての課題	公助による災害対応にも限界があることから、自助、共助による取り組みを一層推し進める必要があります。そのためには、日常的な啓発活動や地域コミュニティの醸成を図る必要があることから、校区まちづくり協議会を中心とした活動を積極的に支援し、多くの校区住民をその活動に取り入れていくことが課題です。

【交通安全】

現状と課題	本市は、都市化の進展やモータリゼーションの進行に伴い、交通量が大幅に増加し、交通環境は悪化の傾向にある。 一方で、違法駐車や迷惑駐車、信号無視などの交通モラルの低下などから、依然として交通事故の発生件数や交通事故死傷者が横ばい傾向となっている。特に、交通弱者である幼児や高齢者などが交通事故の被害者となる傾向があり、さらに近年では高齢者が加害者となる事例も増加している。 今後もあらゆる世代に対して、一層の交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、交通事故防止については、街頭キャンペーンや交通安全教室などの啓発活動をとおして、市民一人ひとりの交通安全意識の高揚を図るとともに、交通マナーやモラルの向上を推進する。
施策の基本方向	交通安全教育の実施や交通安全週間における街頭キャンペーンなどを行うとともに、「広報なかま」や、中間市ホームページなどによる交通安全思想の普及、啓発を実施し、交通安全意識の高揚、交通マナーや、モラルの向上を図るとともに、交通安全施設の整備を図る。 また、交通事故を誘発する違法駐車や迷惑駐車についても、交通弱者である幼児や高齢者などが交通事故の被害者とならないよう市民の理解と協力を求める啓発を推進する。
成果	【交通安全思想の普及徹底について】 警察と連携し、新入学時の交通安全教室や交通安全週間に街頭キャンペーンなどを行い、交通事故抑止を行いました。また、広報なかまや市のホームページなどで交通安全思想の普及、啓発を行いました。最近では、高齢者が加害者となる事故も増えていることから、平成29年10月から高齢者運転免許証自主返納事業制度を開始し、高齢ドライバーによる事故抑止にも努めました。この結果、交通事故件数は、令和元年211件、令和2年174件、令和3年123件、令和4年154件と減少傾向にあります。 【交通安全施設の整備について】 交通安全を目的とする工事としては、宮園・前田線においてカラー舗装等の歩道の改良等を行いました。また、市内道路の舗装や附帯する構造物の点検委託を行い通学する児童や歩行者の安全対策に努めました。
第5次総合計画に向けての課題	【交通安全思想の普及徹底について】 これまでの啓発活動を維持し、交通事故を抑止するとともに、高齢者が加害者となる交通事故を減らすため、高齢者運転免許証自主返納事業を継続して実施していくことが課題です。 【交通安全施設の整備について】 会基盤として重要な道路については、地域の安全と交通事故防止の観点から、予防保全のための管理計画を整備し舗装面や附帯する構造物に関する的確な維持管理を行っていくことが課題です。

【情報化】

現状と課題	国が推進する電子自治体の構築に向けて、情報通信基盤である庁内LANの整備に伴い、平成14年に国の地域インターネット整備事業の認定を受けた「なかまえがおい（愛）ねっと」事業によりグループウェアの導入、インターネット環境も整備され、出先機関とは無線LANで双方向通信が、また市民との双方向の通信が可能となった。 さらに、なかまハーモニーホールをはじめとした公共施設や出先機関など3ヶ所に、市民が自由に使える公共端末機を整備したことで市の情報提供が閲覧でき、外出先での情報収集が可能となっている。 今後は、飛躍的なIT化の進展に対応するため、全職員が情報セキュリティーを充分認識することが重要である。一方では、ITコストをダウンしつつ、住民に質の高いサービスを提供するためにも申請手続きの電子化や業務システムの共同利用を推進していく必要性が生じている。
施策の基本方向	行政機関では、パソコンの配置も一応整備されたが、老朽化に伴う買い換え時期を迎えている。一方では、全職員が情報セキュリティーを充分認識することが重要であるとともに、情報、特に個人情報の漏洩(ろうえい)防止にも努めなければならない。 また今日、市民においてはインターネットの利用率が50%に達していない現状を踏まえ、利用率向上に向けホームページの充実等様々な施策を検討し、拡充を図っていく。 さらに、ITコストを抑えながら住民に質の高いサービスを提供するため、申請手続きの電子化や業務システムの共同利用を推進していく。 北九州市ほか12市町村が加入している「北九州地区電子自治体推進協議会」において、「北九州e-PORTセンター」を利用しアプリケーションなどの共同利用を推進し、関係自治体の連携により、地域住民のサービス向上を図る。
成果	行政機関においてパソコン等ハード機器については、リースによる定期的な更新を行い運用しています。また、職員のセキュリティーの認識を高めるため地方公共団体情報システム機構が主催する情報セキュリティーなどの各種教育研修に参加し職員の育成に努めました。システムのオープン化に伴い総合行政システムの導入及び、北九州地区電子自治体推進協議会においてシステムの共同利用を図り、第4次総合計画においての情報化は一定の成果を上げることができました。
第5次総合計画に向けての課題	住民ニーズの多様化により業務が増加する中、国が示している自治体DX推進計画に基づき業務の効率化を図ることで、住民サービスの維持・向上が期待できます。具体的には、システムの標準化・共通化、申請手続きのオンライン化、BPRを活用し、行政サービスの利便性を向上し、さらなる効率化を図ることで住民サービスへの転換を行っていくこと、情報セキュリティーの強化のために国が推奨するガバメントクラウドを利用することで、適切な情報の管理及び利活用を図っていくことが課題です。

【し尿処理】

現状と課題	現在、本市が取り組んでいる公共下水道整備計画に基づき下水道の供用を開始しているが、汲取(くみと)り世帯は減少し半数以下までになっている状況である。環境への負荷軽減のため、地域の実情に応じ、公共下水道及び合併処理浄化槽による生活排水処理を、計画的かつ早期に実施していく必要がある。 平成15年度より遠賀川下流流域浄化センターが稼動し、水質汚濁防止の見地からも広域的な終末処理場で処理することにより高度な処理を行うことも可能となっている。また、遠賀川下流流域浄化センターの稼動が、本市の公共下水道普及率増加へつながっている。 合併処理浄化槽においては、年平均20基の合併処理浄化槽設置が行われており、公共下水道と合併処理浄化槽の普及により、し尿収集量及びし尿処理のみの浄化槽が減少傾向にあるため、平成元年度から取り組んでいる合併処理浄化槽設置補助金制度を継続し、家庭雑排水も一緒に処理できるということも併せて啓発し、促す必要がある。 下水道認可区域が拡大され、合併浄化槽の補助対象区域が縮小されるなか公共下水道の普及促進を進め、水洗化率向上を図っていく必要がある。また、年々集中豪雨が多発しているため、し尿収集の衛生的な収集体制を図り、水害による浸水対策については、迅速かつ衛生的に収集を行い地域の衛生サービスに努める必要がある。
施策の基本方向	中間市環境基本計画により水質保全のため、下水道処理区域においては、下水道網の整備と接続を進めるとともに、水洗化を促進していく。下水道事業認可区域外地域については、合併処理浄化槽への移行を進める。また既設の単独処理浄化槽については、合併処理浄化槽へ転換していく。 公共施設への合併処理浄化槽導入を進めるとともに、助成制度の拡充等により一般家庭における合併処理浄化槽の設置を促進する。そのために、公共下水道との調整を図りながら、し尿処理サービスの向上に努める必要がある。
成果	合併処理浄化槽設置整備事業補助金により、公共下水道未整備地区の水洗化が進みました。
第5次総合計画に向けての課題	公共下水道の整備が進むことによって事業計画区域が拡大し、合併処理浄化槽の補助金対象区域が減少したことに伴い、平成26年度以降、補助対象物件総数が2件と激減しています。 下水道認可区域ではあるものの、自宅前道路に下水道管渠が整備される時期と住宅を新築または改築されるタイミングが合わない場合、合併処理浄化槽の設置を推進し、後年に公共下水道につなぐよう水洗化の向上に向け適正に誘導していくことが課題です。 また、認可区域において、地勢上公共下水道につなぐことが困難な宅地については、合併処理浄化槽の設置を進めるための助成制度を検討するなど、水洗化が促進されるための誘因を研究し、市内全世帯の水洗化に向けた新たな施策を展開していくことが課題です。

【じん芥処理】

現状と課題	じん芥処理については、平成13年4月から遠賀・中間地域広域行政事務組合に全面加入した。本市におけるごみの年間総収集量は、ここ数年14,200t前後で推移しており、年々減少傾向である。処理費については、平成21年度で4億8千8百万円要している。 遠賀・中間地域広域行政事務組合が運営するごみ焼却処理施設については、最終処理場以外は地域住民との協定により使用期限が平成18年度までで終了し、福岡県北東部地方拠点都市地域基本計画において、北九州市は市域の中心都市として広域的にごみ処理施設の整備を図ることとしており、中間市及び遠賀4町は、平成19年度からは北九州市と一体となった資源循環型社会の広域都市圏の構築を目指すことで、北九州市へごみ処理を委託している。 資源ごみは、リサイクルの拠点施設である中間・遠賀リサイクルプラザでペットボトルや食品トレイ、牛乳パック、ビン・カンのほか、新たにプラスチック製容器包装ごみを追加し再資源化を図っている。
施策の基本方向	遠賀・中間地域については、総収集ごみ量の一人一日平均排出量は県の平均より低いレベルであるが、更にごみの減量化・資源化を図るため、5種分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ、ビン・カン、粗大ごみ、プラスチック製容器包装ごみ）を行うとともに、ペットボトル、発泡食品トレイ、紙パックの3品目は回収ボックスによる拠点回収を行う。また、家庭用食用廃油の回収を進めているところであるが、水質汚濁防止のためにも、更なる普及啓発と廃油回収の促進を図る。家庭から出る使用済乾電池については、環境保全及び資源の有効利用の見地から、回収の促進を図る。 また、都市化や生活様式の多様化により、年々増加傾向にあるごみの処理に対し、住民の快適な生活環境を保全し、年々増加し多様化する廃棄物の処理を適正に行うため、廃棄物の現況を把握し、かつ、資源循環型社会の構築に向けてごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの計画的なごみ処理の推進を図る。 さらに、廃棄物の発生と排出の抑制（リデュース）、廃棄物の再使用（リユース）、廃棄物の再生利用（リサイクル）を推進するために、行政、住民及び事業者などがひとつになって、自主的にごみを出さないライフスタイルや生産・流通活動を推進するよう資源循環型社会システムを構築する。
成果	5種分別収集（可燃ごみ、不燃ごみ、ビン・カン、粗大ごみ、プラスチック製容器包装ごみ）及びペットボトル、発砲食品トレイ、紙パックの3品目の拠点回収を継続して実施しました。家庭用廃食用油の回収は自治会・地区衛生連合会において年4回して実施しました。使用済乾電池の回収については、市内5箇所に回収ボックスを設置し、広報により周知を図りました。生ごみ処理器購入経費の一部補助を行い、生ごみの減量化を図りました。中間・遠賀リサイクルプラザにてリサイクル品の展示販売を行いました。ごみ排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの計画的なごみ処理の推進については、平成29年度に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定しました。

第5次総合計画に向けての課題	ごみの排出抑制に関する取り組みを継続し、引き続きごみの排出を抑制すること、リサイクル率の向上のために資源化の取り組みをさらに推進していくことが課題です。 また、広域事務組合及び構成市町において協議し、製品プラスチックの資源化を検討していくことが課題です。
-----------------------	---

【環境保全】

現状と課題	住宅地において不法投棄や野外での廃棄物焼却、空き地の管理不徹底による雑草繁茂といった都市型の、身近な生活環境の問題が苦情相談という形で顕在化してきている。環境意識の向上とモラルの低下を防ぐため、広報紙や市ホームページにより、また学校や地域向けの環境講座を実施することで、啓発を継続していく必要がある。 自然環境の保全において市民の関心が高い河川の水質については、公共下水道の普及に伴って一定の改善が見られる。流域の住民や団体に呼びかけ定期的に河川清掃を実施し、不法投棄ごみの撤去により、良好な水環境の維持に努めている。市民との協働事業として開始された環境に優しい有用微生物群（EM）を利用した取り組みも普及し、事業開始前と比べて側溝等からの悪臭苦情が少なくなったが、引き続き、生活排水対策や水質汚濁防止の啓発にも力を入れていく必要がある。 また地球温暖化防止に向けた地域の取り組みとして、学校を通じて子どもやその家族を対象としたエコライフデーが、参加者増など一定の成果を上げている。将来、家庭部門における二酸化炭素の排出増加が見込まれるなか、省エネの普及を目的とした地域省エネルギービジョンとの整合性を図りつつ、さらなる取り組みや啓発を図っていく。
施策の基本方向	本市の総合的な環境施策推進の最上位計画である「中間市環境基本計画」に基づき、地球温暖化防止に向けた足元の取り組みをはじめ、自然環境との共生や循環型社会の実現を市民や事業者とともに進めていくことで、住みよい良好な環境づくりを推進していく。
成果	不法投棄や屋外での廃棄物焼却及び空き地の管理については、広報やホームページにより周知を図るとともに、職員が現地にて対応を行なっています。グリーンクリーンなかまの市内清掃活動を毎月第2日曜日に実施し、市内の環境整備を図っています。曲川清掃を年2回実施するとともに、年2回の水質検査（6箇所）を実施し、良好な水環境の維持を図っています。公共下水道の普及に伴い水質は改善されており曲川源流の水辺の里では、毎年ゲンジホタルの飛翔が確認されています。 地球温暖化防止に向けた地域の取り組みとして、やっちゃんエコライフ活動を継続して行っており、約8千人の方々に参加してもらい二酸化炭素排出削減に向けて市民に対し、省エネの意識の醸成を図っています。
第5次総合計画に向けての課題	広報紙やホームページを活用した啓発を継続的に実施し、市民や事業者に対し環境への意識やモラルの向上、SDGsの推進を図っていくことが課題です。 また、2030年度までに公共施設に再エネ100%電力を導入すること及び民生部門の電力消費に伴うCO2排出量の実質ゼロの実現を目指していくことが課題です。

【農業】

現状と課題	本市の農家戸数は、農林業センサスによると、平成１７年の１５９戸から年々減少し、平成２２年は１３８戸、農業就業人口も平成１７年は１７３人、平成２２年は１４３人と減少傾向にある。 農業者数は減少の傾向にあるが、幸い、本市では農業後継者や新規就農者等が出てきている。しかし、現在の農業政策は、農産物の貿易関税については例外品目を認めない形の関税撤廃をめざしている輸入自由化「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）」への加入問題や、国内の農業政策が不安定であることから、農業を取り巻く諸情勢は今後厳しくなると推測される。 このような状況を打開し、農業の振興を図っていくために、機械の共同利用、農作業の受託や共同化などといった営農組織の法人化を図る。また、地産地消による学校給食への米及び野菜の搬入を拡大し、さらに、平成２３年３月にオープンする「新鮮市場さくら館」にて安心・新鮮な地元産の農作物を販売することにより、地元はもちろんのこと、周辺地域の皆様に喜んでたくさんご利用いただける取組を行い、地産地消の取り組みを拡大すると同時に、農業従事者の収入の増加及び、地域経済の活性化を図り、魅力ある農業経営と活力ある農業環境をつくり出す必要がある。
施策の基本方向	「新たな食料、農業、農村基本計画」が策定され、農業の秘める力が最大限に発揮され、将来に向けて明るい展望を描くことのできるよう「戸別所得補償制度」が導入され、この制度を活用し品質・安全・安心といった消費者ニーズに適った生産体制への転換を図り、また、直売所等を中心とした、本市特有の農業の活性化への取組に努める必要がある。
成果	農業環境の整備では、福岡県の補助事業（農村環境整備事業）を活用し用水路の漏水・流水の阻害等の早急な改善や、農業用道路を整備することで農作業の効率性が図られています。 土地利用型農業の振興では、大豆農作業受託組合や個人農業者が集まった農事組合法人の設立など営農組織の法人化を図ることができ、また、平成23年3月に「新鮮市場さくら館」がオープンし、近隣及び地元農業者から新鮮な旬の野菜等が出荷され、周辺地域の多くの住民に利用されており地産地消を推進することができています。 集落営農組織の形成では法人化を目指し各集落で話し合いが行われ経理の一元化を行い法人化を目指しています。 農業振興計画の策定は農業者を主役に捉え、中間市、遠賀4町、各農業委員会、JA北九州、NOSAI及び福岡県関係機関が一体となって地域農業の持続可能性を確保するため農業振興計画を策定しました。今後も振興計画をもとに農業の発展を目指しています。
第5次総合計画に向けての課題	農業者の高齢化が進んでいることに伴い後継者不足となっている状況であるため、離農に伴う農業者の農地管理の負担増加や遊休農地等の発生防止を行う必要があることから、農業後継者や新規就農者に向けた支援を行っていくことが課題です。

【商業】

現状と課題	これまで、市内 9 地区にあった任意の商店組合のうち、2 地区（中尾、宮林）の組合が解散し、現在、7 地区の商店組合が活動を行っている。 そのなかで、「筑前中間さくら祭」、「筑前中間川まつり」、「筑前中間やっちゃん祭」などの市のイベント時に合わせて、独自のイベントに取り組む商店組合もあられ、また七夕と歳末時期には、市内全 7 地区の商店組合が共同で大売出しやイベントを行っているが、これらの商店街は、いずれも小規模な商店で構成されており、しかも業種の構成も極めて少なく、商業集積もまばらである。 こうした既存商店街の抱える課題としては、①集客力を持つ魅力のある商店が少ない、②顧客が安全に往来できる歩道がない、③植栽がなく全体的に街並みが良好な景観とはいえない、④空き店舗や空き地が増え、空洞化が著しい、などである。このため、昭和町商店街の街路灯を整備し、活性化・防犯対策・省エネ・地球温暖化防止に一定の効果を得ることができたが、抜本的な解決にはならず、さらなる検討が必要である。 また、「元気な風商品券」（プレミアム付商品券）の発売は、発売直後に売り切れており、大きな効果を上げている。 蓮花寺交差点周辺に展開する大型小売店舗や金融機関が集積する商業地域では市内外からの集客でにぎわう一方、幹線道路沿いに展開するロードサイドショップの進出による新たな商業集積が進んでいる。こうした状況のなか、既存商店街の活性化に向けては、商工会議所を中心に商店主により魅力のある商店への変革とともに、空き店舗や空き地に新規進出が容易となるような対策を講じ、新旧商店の相乗効果により集客向上を図ることが必要である。
施策の基本方向	商店街の空洞化を抑制するため、国及び県並びに商工会議所と連携して空き店舗対策を講じることが大きな課題であるが、商店組合内や商店組合間で共同のイベントの取組みを通じて、既存商店街の認知度を上げることにより、多く散在する空き店舗への進出を促進する環境整備を図りながら商店街の活性化を目指す。 また、商店の改装や商店組合の環境整備による魅力ある商店街の実現を目指すため、国の高度化融資や国及び県の補助事業などで優遇を受けられるよう、中心商店組合の法人化を図る。
成果	大型小売店舗のリニューアルオープンや新規大型店舗の進出により、市内外からの集客力は確実に高まっています。 一方で、新規起業支援補助金事業や平成 30 年に開始した中間市チャレンジショップ事業において創業支援を行い、市内における新規開業を促進する環境整備を図りました。 また、プレミアム商品券の発売について、効果を高めるよう改善を続けていきます。 なお、商店組合の 4 地区が解散して組合数が 3 地区に減少しました。
第5次総合計画に向けての課題	大型商業施設や大規模小売店舗の進出により消費者の利便性が向上した反面、個人商店などの廃業による空き店舗の増加に歯止めがかかっていない状況です。そのため、既存店舗の活性化や空き店舗への新規出店の促進が継続した課題です。 また、残る 3 地区の商店組合も法人化には至っておらず、法人化に向けた取組が課題です。

【消費生活の安定】

現状と課題	当市では、平成１２年から公的資格を有する消費生活専門相談員を配置し、的確な解決処理に対応するなど苦情・相談処理体制の充実を図ってきたが、消費生活に伴う苦情相談は、近年急激に増加しているうえ、相談内容の複雑化により解決が長期化傾向にある。 こうした相談件数増加の背景には、平成１３年４月に施行された消費者契約法により、従来に比べ広範囲に消費者保護が図られるようになったことや、著しい情報化の進展により不特定多数の消費者への情報発信が容易になったため、架空請求などの不当請求が増えたことが考えられる。 そのような中、平成１８年に「貸金業法」・平成２０年に「特定商取引法」及び「割賦販売法」が改正され、平成２１年９月には、消費者庁が新設された。 また、平成２２年１月には消費者ホットダイヤルが開始されたことにより、相談者が居住する近隣市町村の窓口を選択し、苦情相談を行うことができるようになった。 さらに、平成２２年４月には、全国の消費生活センター等を結ぶ、システム情報共有ツール「ＰＩＯ－ＮＥＴ」が改良され再配備され、全国の消費生活相談センターで情報を共有することが可能になった。 今後も、相談内容の高度化、複雑化する消費者相談に対して、的確・迅速な解決処理を図るとともに、体制の強化、及び市民へ消費知識や悪徳商法等の情報提供を広報やホームページで促進していかなければならない。
施策の基本方向	市民に対し、「広報なかま」での啓発を継続して行い、市のホームページにおいても各種の消費生活に関する情報を掲載するなど、周知活動の幅を広げながら消費生活の知識の普及・啓発を図るとともに、消費生活専門相談員の拡充により、苦情や相談の的確かつ迅速な問題解決の処理体制の充実・強化を図り、安全で安心できる消費生活の安定に向けた施策を講じる。
成果	平成２９年度から、遠賀郡４町の消費生活センター及び消費生活相談窓口と連携して消費生活相談の広域対応を行い、相談者の利便性の向上を図りました。 また、同じく平成２９年度に、高齢者や障がい者等の消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、当市保健福祉部や警察、民生委員等と連携して地域の見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」を設置し、スムーズに情報共有を行えるネットワークを構築しました。
第５次総合計画に向けての課題	消費者庁主導で消費生活相談のデジタル化が計画されており、全国一律に相談情報共有システムが新たに構築されることとなります。そのための端末やインターネット回線などを整備していくことが課題です。 消費生活相談員は消費者安全法で資格を有する者と定められていますが、相談員のなり手不足により有資格者を継続的に確保し続けることが難しくなっていることから、安定した人材の確保が課題です。

【工業】

現状と課題	製造業は、技術の高度化により、従来の素材型産業から付加価値の高い加工組立型産業への転換が急がれる。本市の場合、地域振興整備公団が開発・造成した五楽工業団地が完売したことから、新たな工業団地の開発を検討したが、現状は、景気の成り行きが不透明であるため、計画は中断されたままである。 工業（製造業）の活性化は、雇用の安定・創出につながる面を有しており、市民の市内における就業意欲は高いものがあり、市民意識調査においても、若い人が住むために必要な対策の最上位に、「企業誘致など雇用の確保を図る」が位置されており、若者定住促進に向けては重要な施策と位置づけなければならない。 また、平成23年2月に、鞍手インターが開通し、九州自動車道へのアクセスが向上することにより、物流の効率化が図れ、企業誘致等に新たな取り組みが必要となる。 そうしたなかでは、引き続き、国・県と連携しながら経営の近代化、事業の円滑化に向けて支援していくとともに、社会経済情勢を察知しながら五楽新工業団地の整備事業に取り組む必要がある。
施策の基本方向	北部九州に展開する自動車産業を中心とした関連企業などの誘致により、市民の就業機会確保と若者の定住促進に向けた施策の展開のためにも新工業団地の整備は大きな課題であり、（仮称）五楽北部工場団地の整備を景気の先行きを見ながらねばり強く進めて行く。
成果	進出企業との調整や地権者との折り合いがつかず、（仮称）五楽北部工業団地の造成には至っていませんが、撤退した企業の跡地や既存工場の未利用敷地部分に企業が進出して工場が新設され、新たな雇用の創出に繋がりました。
第5次総合計画に向けての課題	工場の新設や移設を計画している企業から物件の照会がなされていますが、空いている市の事業用地がないため企業のニーズに応えることができず、多大な機会損失が生じています。大規模開発とまではいかないものの、事業用地の確保が課題です。

【失業対策諸事業】

現状と課題	2008年の世界的な金融危機によって急激に落ち込んだ日本経済は、最悪期は脱したとはいえ、依然として厳しい状況が続いている。雇用環境は悪化し、失業率は5%台が続き、有効求人倍率も過去最低水準が続いている。特に契約職員等非正規職員については、身分保障の希薄さが浮き彫りとなり、契約が切れた後の職場の確保が難しいことや中途での契約解除などにより、雇用状況は非常にきびしい状況にある。本市においても雇用の場の確保や所得の向上は、市民生活を営むうえで切実な課題となっている。 さらに、近年若者の失業者数も増加しており、若者の応募機会の拡大等について事業主への周知や啓発を実施している。また、働くことに不安を抱えている人や、自信を失っている人などを対象とした地域の支援拠点として、「若者しごとサポートセンター」が設置されている。本市でもこのような施設と連携を図り、広報やホームページなどで、若者の就労事業対策に対して、働きかけをおこなっていく必要がある。 このような状況の中、その対策事業として、国、県と連携して行う緊急雇用対策事業を行い、一定の成果を上げている。この事業により失業者を市内事業所に臨時的に雇用し、契約終了後、同事業者が正規雇用する予定であり、雇用の創出となっている。
施策の基本方向	現在のように景気の先行きが不透明な時期は、国、県と連携して行う緊急雇用対策事業により、雇用の創出を図るとともに、地域経済の活性化を促す。
成果	新型コロナウイルス感染症の流行により労働機会の喪失または減少した方に対し、「中間市緊急短期雇用創出事業」を実施し、令和2年度に延べ49名、令和3年度に延べ85名の雇用を創出しました。 当該事業のうち、市内小中学校における施設内の消毒作業では、教職員の業務負担軽減に繋がりました。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴う事務量の増大した部署において採用した事務補助員については、当該事業終了後も会計年度職員として採用されたケースもあり、継続的な雇用を生みだしました。
第5次総合計画に向けての課題	多くの求職者が存在する一方で慢性的な人手不足に悩まされている業種もあり、求人側と求職側の需給が合わない「雇用のミスマッチ」を解消することが課題です。

【高齢者雇用対策】

現状と課題	わが国では、急速な高齢化が進んでおり、現在は団塊の世代も次々と現役を離れ、就業人口は減少するが、仕事量は減少するわけではなく、次世代の者で急速に仕事を消化することはできない。現在は、雇用問題も深刻ではあるが、現役時代に培った豊富な知識や技能・経験は、次代の後継者育成には欠かせない大きな財産であり、そうした視点も高齢者が生きがいとしてとらえ、現役を離れたあとの一定の期間は次世代への技術・技能の伝承、また経験を活かした、「定年の引き上げ」や「再雇用」など仕事を続けていける環境の整備が求められる。 そのこととともに、充実した老後を送っていくには、一定の仕事をしながら、趣味や学習、文化やスポーツ、レクリエーションなどの機会と場が身近にあることも必要である。
施策の基本方向	雇用機会の確保をととして生きがいづくりと社会参加を促進するため、高齢者の豊かな経験と能力が活かされる環境整備に向けて、国や県、事業者へ働きかけを行う。
成果	2022（令和4）年度、中間市シルバー人材センターでは、高齢者の現役時代に培った豊富な知識や技能・経験を活かせるように、入会説明会を毎週金曜日に開催し会員の就業についての相談等、会員とのコミュニケーションを図り、能力を発揮できる環境作りの整備を行っています。また、会員の技能向上のため、剪定技能講習会やチェーンソー取扱講習会を実施し、雇用機会の確保に努めています。さらに、独自事業である「刃物研ぎ」、「エアコン清掃」、「手作り小物販売」、「カブトムシ幼虫販売」、「シルバー愉快農園」の活動や樹木剪定のボランティア活動等を通じて高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進にも貢献しています。 一方で、2021（令和3）年4月には高齢者雇用安定法が改正され、国の方針として、事業主は70歳までの定年引き上げや定年制の廃止等の措置を講ずるよう努めることとしています。
第5次総合計画に向けての課題	高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ長く自立した暮らしを続けられるように社会参加、高齢者雇用はますます重要となり、雇用だけでなく多様な就労・社会参加・生きがいづくりの場を整備していくことが一層求められていくことになります。高齢者の多様な雇用・就業ニーズに応えるためには、企業による取組では限界があるため、地域の関係者が協働して多様な就業機会を創出していくことが課題です。

【障害者雇用対策】

現状と課題	本市の障害者は年々増加傾向にある。障害のある人がその適正と能力に応じた職業につき、その職業に生きがいを感じて、充実した生活を過ごせるようにすることが社会全体の共通した使命であり、生活の自立、社会参加を促進していくうえで、就労の機会の確保は重要な課題である。 平成18年度に施行された障害者自立支援法に定められている障害者福祉サービスのうち、就労支援サービスの利用者は自立支援制度の周知とともに増加しているが、一般の雇用に結びつくことは難しいようである。 現在、「障害者の雇用の促進等に関する法律」にいう法定雇用率1.8%を目指しているが、平成22年6月1日現在の福岡県内の平均雇用率は1.71%である。目標値に近づいているとはいえ、経済情勢が不透明な現在においては、雇用機会の確保とともに雇用の安定、及び自立の促進に向けた取り組みが必要である。
施策の基本方向	障害者が能力と適性に応じ社会参加とともに自立を促進するため、国や県、関係機関と連携し、法定雇用率1.8%の実現を目指す。
成果	法定雇用率については、国により1.8%から2.6%に引き上げられており、令和4年度の福岡県の民間の実雇用率は2.29%で過去最高となっています。なお、中間市役所の実雇用率は3.44%であり、法定雇用率2.6%を上回っています。 障害福祉サービスのうち、就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う就労移行支援サービスの利用者は、制度の周知とともに年々増加傾向にあります。令和4年度の利用者は34人で、平成30年度の20人から年々増加しています。サービス利用者のうち一般就労した人数は、令和4年度で7人であり、サービスの利用が障がいのある人の就労に寄与しています。また、サービス利用により就労した人に対し、就労に伴う生活面の課題等への支援を行う就労定着支援サービスについても利用者が一定程度おり、引き続き、利用に関して計画相談支援事業所等と連携を図っています。
第5次総合計画に向けての課題	障害福祉サービスも認知されてきており、就労に関するサービスの利用を希望する人も増えています。引き続き、計画相談支援事業所等と連携し、適切なサービスの支給に努め、生活の自立、社会参加の促進を図ることが課題です。

【中小企業雇用対策】

現状と課題	中間市の産業分類事業所数及び従業者数は、小売・飲食業・サービス業・建設業の占める割合が多く、これらの業種は、ほとんどが中小企業若しくは小売業のため、これら中小企業の振興発展を重点的に促し、雇用を確保する必要がある。
施策の基本方向	中小企業の振興発展により、経済基盤の強化と雇用が推進され生活基盤の安定が見込まれることから、現行の中小企業融資制度を充実し、企業が融資を受け易いように見直し、企業の資金運用の円滑化を図る。
成果	中間市中小企業融資制度の直近の融資額は、令和元年度：1 2 7 0 万円（6 件）、令和2 年度：4 5 0 万円（1 件）、令和3 年度：6 0 0 万円（1 件）、令和4 年度：2 2 5 0 万円（6 件）となっています。 新型コロナウイルス感染症対策として国が実質無利子・無担保の融資施策を実施したため一時的に利用件数は減少しましたが、社会的・経済的規制の緩和が進みコロナ前の水準に戻ってきています。
第5次総合計画に向けての課題	福岡県の中小企業融資制度をはじめ、他の融資制度と比べて金利等の借入条件が特段有利に働いているとはいいがたいため、条件の見直しが課題です。

【観光】

現状と課題	垣生公園や遠賀川河川敷など、市民が利用できる身近な観光資源を活用した祭りやイベントが、筑前中間祭り実行委員会主催で開催されているが、本市には観光に資する魅力的な資源に乏しいため、既存の祭りをさらに魅力ある内容へ高めていくとともに、新たな観光スポットとなる施設を開発することも必要である。 平成21年度に八幡製鉄所遠賀川水源地ポンプ室が世界遺産候補資産となり、これが世界遺産となれば、唐戸水門、堀川、近年映画ロケ地として活用されているJR遠賀川鉄橋と併せた、文化遺産等の観光資源化を推進する。
施策の基本方向	本市の三大祭りである「筑前中間さくら祭」「筑前中間川まつり」、また本市の新旧住民の融和を図るために始めた「筑前中間やっちゃん祭」は、多くの客が訪れ、すでに中間の祭りとしての定着を見せている。また、やっちゃん祭と西部市場まつりを合体し、西部市場でやっちゃん祭を行うことにより、さらにまつりに活気をよんでいる。 今後は、世界遺産をはじめとする文化遺産や西部地区のさくらの里等の観光名所の開発をめざし、「いつてみたいまち なかま」として認識を深められる環境づくりに努める。
成果	平成27年に「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産として、「遠賀川水源地ポンプ室」がユネスコ世界文化遺産に登録され観光事業に積極的に取り組むこととなり、世界遺産価値の周知、来訪を促進するため、眺望スペースや世界遺産インフォメーションセンター、解説案内サイン、駐車場を整備し充実を図るとともに、眺望スペースに観光ガイドを配置し観光資源化の基盤づくりができました。 三大祭りや、市内を歩いて巡る「なかまフットパス」を主要な観光資源とし、世界遺産である遠賀川水源地ポンプ室に加え、既存の観光資源である 堀川の中間唐戸や、堀川、垣生公園、屋根のない博物館等を活用した7つのフットパスコースを整備し、SNS等を活用して広く発信を行い市内外の方に中間市の魅力を発信し観光客数の増加を図れています。
第5次総合計画に向けての課題	既存の観光資源を有効に活用するとともに、新たな仕掛けにより、中間市への観光来訪者数の増加及び滞在時間の確保が課題です。

【幼児教育】

現状と課題	本市において、現状では市教育委員会所轄(しよかつ)の公立幼稚園はないが、私立学校法に基づいた福岡県知事所轄(しよかつ)の私立幼稚園8園があり、私立幼稚園の特性に鑑み、それぞれの自主性を重んじた教育が行われているところである。近年の少子化、核家族化など、社会の急激な変化を受けて子ども同士が集団で遊び、互いに影響し合って活動する機会の減少や、人間関係の希薄化などにより地域社会の大人が地域の子どもの育ちに積極的に関わろうとしない傾向にあるなど、地域社会の教育力の低下や、家庭の教育力の低下が指摘されているところである。 このような現状を踏まえ、今後幼児教育の充実を図るため、幼稚園施設などにおいては、家庭や地域社会における教育力を補うとともに、家庭、地域社会、幼稚園施設などにおける、それぞれの教育機能を連携し、その成果を円滑に小学校に引き継ぐことが重要である。
施策の基本方向	幼稚園教育は、従来から幼児教育の中核としての役割を果たしており、子どもの基本的な生活習慣や態度を育て、道徳性の芽生えを培い、学習意欲や態度の基礎となる好奇心や探究心を養い、創造性を豊かにするなど、小学校以降における生きる力の基礎や、生涯にわたる人間形成の基礎を培ううえで、重要な役割を果たしている。 このため、私立幼稚園の保護者に対し、財政援助を行い、就園を奨励するとともに、私立幼稚園運営費を助成することにより、幼児教育の充実を図る。
成果	令和元年10月1日より3歳から5歳児がいる世帯（市民税非課税世帯は0歳から2歳児も対象）の幼稚園、保育園、認定こども園などの利用料が無償化されました。それに伴い、私立幼稚園の保護者に対する就園奨励が廃止されました。
第5次総合計画に向けての課題	現在においても少子化は改善しておらず、地域社会や家庭の教育力の低下がさらに進んでいます。幼稚園施設などにおいては、家庭や地域社会における教育力を補いつつ、相互の連携により幼児教育の充実を図っていくことが課題です。 また、幼児教育に従事する職員のなり手が少なくなってきており、人材の確保が課題です。

【小中学校教育】

現状と課題	近年の少子化、情報化、国際化など、社会の急速な変化により学校教育に期待されることが多様化し、増加傾向にある。学校教育における地域人材・専門性の高い知識技能を持った人材の活用、少人数授業の導入など指導方法の工夫改善も進み、教育方法も多様になってきたが、学校教育制度や学校の形態そのものが今後変化することも予測される。そのような変化の激しい社会状況の中で、学校教育も柔軟に対応しなければならない。 教職員については、教育実践研究の提出、教育センターなどの研修への参加、各学校における授業研究を伴った校内研修などが積極的に行われるようになったが、目標管理による評価制度も導入され、益々自己研鑽(けんさん)を積むことが必要となってくる。 また、これまで指導方法の工夫改善が進んだことから、教育内容の充実が図られ、学力向上、進路の保障を中心に据えた人権教育の推進もなされている。 さらに、小中学校におけるパソコン教室の整備、小学校におけるランチルームの設置など学校施設の質的充実が図られてきたものの、少人数学習のための教室の整備や第2図書館の設置など、今後予想される教育の質的变化に対応する施設の充実に課題が残っている。 今後も、学校教育の役割、学校教育における不易の部分を明確にし、21世紀をたくましく生き抜く児童、生徒の育成に努めていかなければならない。
施策の基本方向	国の教育改革の方針及び県の指針に沿いながら、中間市の実態に応じて、学校教育の充実を図っていく。 ① 豊かな情操と道徳心の育成、健やかな身体の育成 ② 基礎基本の確実な定着、確かな学力の定着
成果	【道徳教育の充実について】 平成29年度に小学校、平成30年度において、「特別の教科 道徳」（以後、道徳科という。）が新設されました。このことにより、考え議論する場や体験活動などが重視された道徳科の授業の在り方についての理解が進み、道徳教育の量的・質的充実が図られました。 【学力の向上について】 全国学力・学習状況調査開始時の平成19年度当初は全国平均との格差が見られていましたが、近年では全国平均と同等以上の結果が出るようになり、全体的な児童生徒の学力の向上が見られます。特に小学校においては、全国平均を超えることが多くなり、学力の底上げが進んできています。中学校においても、全国平均には届かないものの、平成19年度の調査開始時に比べると、着実な学力は伸びてきています。 【授業改善について】 変化の激しい現代社会においては、基礎基本の知識を活用して新たな課題を解決するための思考力・判断力・表現力が求められており、小中学校における授業もそれらの力を育むための改善が進んでいます。例えば、算数・数学で、解き方や考え方を説明する活動を多く取り入れたり、社会科で複数の資料から課題を見出し、級友と話し合いながらその解決方法を考えるなど自ら課題を見出して知識や技能を活用し、他者と協働しながら学習する授業が多くなされるようになってきました。

	【教職員の指導力向上について】 上記のような授業を行うために、今求められる授業の在り方についての研修を行ったり、学校を訪問して授業を参観し指導助言を行ったりしながら、授業改善の取組みを進めてきた結果、多くの教員にその考え方が浸透しつつあり、そのような授業を模索する教職員が増えています。また、県教育センターや福岡教育大学附属小倉小中学校への研修を希望する教職員や、県教育委員会が主催する教育論文に応募する教職員が増えるなど教職員の指導力向上に向けた意識も高まっています。 【教育施設の整備について】 学校施設の質的整備の充実に向けて、第4次総合計画では、昭和56年以前の建築基準法で建てられた建物（校舎や屋内運動場）について、耐震診断結果に基づき、平成21年から25年にかけて耐震補強工事を実施しました。また、平成27年度には、全小中学校の屋内運動場について、非構造部材の耐震化工事も実施しました。さらに、子供たちの教育環境を快適なものとするため、全小中学校の普通教室に空調設備を導入しました。
第5次総合計画に向けての課題	現在の教育環境は、築40年を超える学校施設の老朽化、児童生徒数の減少に加え、ICT教育や英語教育、道徳教育などの教育内容の多様化や新型コロナウイルス感染症による環境の変化など、児童生徒を取り巻く教育環境は急速に変化してきています。このような中、これからの学校教育は、全ての児童生徒の可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びの実現である「令和の日本型学校教育」の構築を目指した取組みを進めています。 今後の課題として、中間市教育大綱に掲げられた基本理念のもと、個を生かす学校教育の充実による確かな学力の育成、豊かな心と健やかな体の育成に取り組むとともに、将来の学校のあり方として、学校施設の再編による学校規模の適正化を図り、さまざまな時代のニーズに対応できる新しい学校施設の整備・充実、そして、児童生徒が安全安心に学び、生活できる教育環境の構築による更なる教育の質の向上に取り組むことが求められています。 また、教職員の働き方改革の推進、教職員の人材育成にも引き続き取り組んでいくことが課題です。

【社会教育】

現状と課題	家庭や職場をはじめ地域にあっても、より充実感のある生活を送りたいとした市民の学習意欲がますます高まり、様々な学習の機会が求められている。 このような生涯学習社会のなかで、市民の学習ニーズに的確に対応するため、社会教育施設を整備・拡充するとともに、各関係施設とのネットワークづくりに努める必要がある。 さらに、地域の特性を活かした学習活動の場として「校区公民館」の設置が求められている。 また、地域社会や家庭環境が変化し、地域や家庭の教育力が低下している状況のなかで、青少年に対する社会教育の責任は一層重要となっている。青少年教育施設の充実や、社会教育、文化、スポーツなどの施設の効果的な利用の促進に努めることも必要である。
施策の基本方向	平成11年度、本市における生涯学習施策の総合的な推進を図ることを目的として「中間市生涯学習基本計画」を策定した。社会教育はこの基本計画の中でも重要な位置を占めており、今後ますます多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、様々な方法で学習機会を確保するとともに、自主的な学習活動を支援、促進するように努める。 そのためには、時代に即応した多彩な学習プログラムの開発と指導者（人材）の確保・活用、さらに社会教育施設の整備・拡充が必要である。 また、社会教育関係団体などの民間の学習団体やグループを支援しながら、学習を生かしたボランティア活動など、地域の社会参加活動を促進する基盤づくりに努める。 なお、生涯学習基本計画の策定から10年を経過しており、時代の流れに応じた見直しの時期が来ていることから、第二次の策定計画について、検討の必要がある。
成果	日頃の学習の成果を発表する場である「中央公民館コミュニティ文化祭」、「生涯学習センター文化祭」、「文連文化祭」を毎年実施し、団体間、世代間の交流を促すことができました。 また、市民の学習ニーズに的確に対応するため、平成27年度に第2次生涯学習基本計画を策定し、社会の変化に応じた見直しをすることができました。 中央公民館講座において、市民の学習ニーズをとらえながら、様々な年代層向けの講座を実施し、自主的な学習活動の支援、促進を行いました。
第5次総合計画に向けての課題	社会教育活動の基盤作りのため、老朽化した社会教育施設の設備の更新等が課題です。 また、市民のニーズに応えるため、限りある財源を有効に活用し、満足度の高い講座を企画・実施していくことが課題です。

【社会体育】

現状と課題	平均寿命の大幅な伸びによる高齢社会を迎え、市民が生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツの底辺拡充を目指し、競技スポーツの振興を図り、市民の健康増進・運動不足の解消を促すために、体育文化センターを核施設として、各体育施設の利用面、運用面での利便性を高めるとともに、市内の老朽化した武道場、弓道場の改補修、既存施設を1箇所にとりまとめた総合運動公園化や、特に市民のニーズの高かった市民プールの建設やテニスコートの新設の検討を行ってきた。 それに伴い、平成10年には市営野球場、体育文化センターの大規模な改修を行い、平成11年には、人工芝6面のテニスコートを有した「ジョイパルなかま庭球場」をオープンさせたことにより、体育施設の利用者が増加傾向にあるが、武道場、弓道場をはじめとした多くの体育施設に老朽化がみられている。 また、河川敷を利用したサッカー場、ラグビー場、野球場は恒久的な施設ではなく、各施設を1箇所にまとめた総合運動場の整備が求められている。しかし、整備にあたっては、多額の用地費や維持管理上の問題が大きな課題としてあるため、総合的な見地からの検討が必要である。 今後は、幼児から高齢期に至る市民が、地域を基盤とした「だれでも」、「どこでも」、「いつでも」楽しめる生涯スポーツの推進に向けて、課題の解決に取り組まなければならない。
施策の基本方向	平成14年度に学校週5日制の完全実施や自由時間の増大、少子・高齢化社会の進展などにより社会環境が大きく変化しており、健康を見据えたスポーツの関心もますます高まっている。 また、スポーツの形態が変化するなか、体育行政としては、市民一人ひとりがそれぞれのニーズやライフステージに応じたスポーツを取り入れ、子どもから高齢者まで個々人の体力や目的に応じた環境づくりを推進し、健康管理を行えるように努めることが重要である。 このことから、誰でも気楽にできるスポーツの普及、振興を図り、活気のある市民の育成を目指し、スポーツ科学の知識を身につけた指導者を養成するとともに、地域スポーツ指導者の発掘と育成を図る。 また、既存施設において老朽化の著しい体育施設の新設、改善等の検討を行っていく。
成果	平成23年度～平成27年度において、各社会体育施設の老朽化に伴い、市営野球場のグラウンドの整備、中間東小学校解放事業トイレ等の整備、ジョイパルなかま庭球場整備、中間市体育文化センター周辺改修工事等を行い、利用者が安全に快適に利用できるよう施設整備を図り、利便性の向上に繋がりました。 また、各社会体育施設を指定管理業者に指定管理運営を委託し、地域住民スポーツなど健康体力づくりへの動機や、機械の創出、提供を行い、さらには、平成25年からは、なかま元気スポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）を設立し、ダンス教室、なかまっ子陸上教室、ニュースポーツ、いきいき健康教室を開設し、幼児から高齢者、親子や家族、仲間などで体力、運動能力の向上、運動不足の解消など様々なスポーツの環境を作り成果を上げました。また、スポーツ推進委員に様々なスポーツの知識を身につける研修や講座に派遣し、地域スポーツ指導者の育成を図ることができました。

第5次総合計画に向けての課題	各社会体育施設の老朽化が進むなか、計画的な施設整備を実施することに加え、これまでの取組を踏まえた事業展開をすることにより、子どもから高齢者まで各人がより一層の健康管理を行えるような体制を構築していくことが課題です。
-----------------------	--

【青少年健全育成】

現状と課題	有害環境対策の推進として、性や暴力などに関する過激な情報に子どもたちが触れないよう家庭に呼びかけるとともに、補導員や関係機関、ＰＴＡ・ボランティアなど地域住民と協力して、有害情報に子どもたちが近づけないよう対策を講じている。 また、少年相談センター事業としては、最近の少年非行等の状況を見てみると、凶悪化、粗暴化が質的・量的にも深刻化し、しかも性の逸脱行為、深夜徘徊(はいかい)、暴力行為、規範意識の低下、情報化の進展に伴う少年犯罪の増加とともに、非行の低年齢化が大きな社会問題となっている。
施策の基本方向	青少年の健全育成は、基本的には本人の自覚と努力に負うところであるが、同時に次代の担い手である青少年の育成のため、家庭・学校・地域社会が一体となって社会環境づくりを目指さなければならない。そのためには、地域や家庭の教育力の低下、規範意識や倫理観の低下が指摘されている今、大人や地域全体が意識の高揚を図るとともに、家庭・学校・地域社会、関係機関・団体等がそれぞれ役割を明確にし、相互に連携しながら諸施策を推進していかなければならない。 また、社会参加やボランティア活動との触れ合い、青少年の規範意識の向上や社会的な自立への支援、青少年にとって有害な情報・環境の浄化に努め、積極的な予防活動と共に「まちづくりは人づくり」の視点に立って、活力のある豊かな２１世紀を担う青少年の育成を目指す。
成果	関係機関、ＰＴＡ・ボランティアなど地域住民で組織した青少年育成市民会議を通して、少年の主張大会、研修会、体験活動を実施し、青少年の健全育成を図ることができました。 また、月２回夜間の定例一斉補導、各まつり毎に行う特別補導、少年を守る日（毎月第３水曜日）に白いポストの有害図書回収やコンビニ、カラオケ店、書店への立入検査などを実施しました。また、市内の交番と共同パトロールを実施したことで、効果的な補導活動ができ、青色パトカーでの巡回も行い、青少年の非行防止と健全育成に大きな効果を得ることができました。 青少年対策として、少年相談センターが中心となり、白いポストからの悪書回収、ゲームセンター・携帯電話販売店・コンビニエンスストア等への立入調査、少年が集まるような場所での声掛け、補導活動などを補導員と一緒に行いました。
第５次総合計画に向けての課題	青少年健全育成には、小学校・中学校・高校、折尾警察署との緊密な連携が必要であり、情報共有、支援、助言等をしながら各事業を実施していくことが課題です。 また、子どもが生まれる前から、その子の家庭に、地域、行政などが何らかの関わりを持つようにし、みんなで子育てを行うことで健全な青少年を育てていくことが重要であり、この方針のもと青少年問題協議会で協議を行い、関係部署で組織する専門部会で具体的な施策を検討します。最近の傾向として、SNS内でのいじめや家庭内での虐待など見えにくいところで問題が起きていることもあり、その対策や対応が課題です。

【芸術・文化の振興】

現状と課題	本市においては、芸術・文化に触れる機会を拡充し、地域に根ざした魅力ある市民文化の創造と心豊かな人づくりの推進を図るため、平成7年5月に「中間市文化振興財団」を設立し、平成8年11月には「なかまハーモニーホール」が開館した。 今後は「中間市文化団体連合会」等の自主的な芸術・文化活動を支援するとともに、「なかまハーモニーホール」を拠点として、裾野の広い多彩な芸術・文化活動の推進に努める必要がある。
施策の基本方向	地域に根ざした魅力ある市民文化の創造と心豊かな人づくりの推進を図るためには、地域の歴史を学ぶ機会の拡充や、伝統文化との触れ合い活動などの芸術・文化活動の推進に努める。 さらに、市民の自主的な芸術・文化活動を援助し、優れた芸術・文化に接する機会の充実や文化活動情報の提供など、芸術・文化に関する環境整備の充実を目指す。
成果	H23年度は「Chageの細道2011」、H24年度は「清塚信也ピアノリサイタル」、H25年度は「春風亭昇太・林家たい平 二人会」、H26年度は「森山良子アコースティックコンサート」、H27年度は「世良公則 O-kiraku Live 2015 in NAKAMA」など魅力ある事業の実施に加え、各種団体によりさまざまなサークル活動が実施され、市民が芸術・文化に触れる機会を拡充することができました。
第5次総合計画に向けての課題	優れた文化や芸術に触れる機会をこれまで以上に充実させていくこと、開設から25年以上経過し、老朽化している「なかまハーモニーホール」の設備を更新していくことが課題です。

【文化財保護】

現状と課題	文化財は、国民の大切な共有財産であり、これらを大切に守り、未来へ伝えることは、現在に生きる私たちの責務である。さらに、これらの文化財を生涯学習や個性ある地域づくりに、いかに活用していくかはきわめて大切な今日の課題である。 本市の文化財保護については、開発行為によって消滅する文化財保存のため、専門職員を配置するとともに、歴史民俗資料館では、1,500点に及ぶ資料を収集・保存し、企画展、特別展などを実施し、文化財保護思想の普及に努めてきた。 今後は、歴史民俗資料館の展示スペースや収蔵庫の増設など、施設の充実に努めるとともに、郷土の文化財への関心を高めるための特色ある企画展などを行う必要がある。 また、民俗芸能などの伝統文化財の活性化と後継者育成も課題である。
施策の基本方向	文化財は先人が残した貴重な歴史的・文化的な遺産であり、郷土の先人が歩んだ歴史に学び、その遺産を大切に保護し、文化財愛護思想の普及を図ることこそ、教育行政の重要な役割である。 そのため、文化財の調査を実施し、貴重なものについては散逸(さんいつ)を防ぐため文化財として指定し、必要なものについては収集を行う。 さらに市民の財産として末長く保存する目的をもって、市民に貴重な文化財に接する機会を提供し、情操豊かな人づくりと、誰もが訪ねてみたくなる文化の香り高いまちづくりを目指す。
成果	世界遺産登録に向け長年推進活動を行ってきた遠賀川水源地ポンプ室が、平成27年に「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産として世界遺産に登録されました。遠賀川水源地ポンプ室は、日本が産業分野において急速な発展を成し遂げた証左となる文化遺産であり、中間市の“観光施策元年”の象徴的な施設です。 遠賀川水源地ポンプ室の保全のために、中間市街なみ環境整備事業計画を策定し、将来的な耐震修景に向けた耐震設計等を進め、ユネスコ世界遺産センターへ報告書の提出を行いました。 来訪者の受入対応として、眺望スペースや世界遺産インフォメーションセンター、解説案内サイン、駐車場を整備し充実を図るとともに、眺望スペースに観光ガイドを配置し世界遺産価値の伝達を行いました。 また、遠賀川水源地ポンプ場敷地内限定公開や企画展示など、世界遺産を活用したイベント等を実施しました。世界遺産価値を継承するため、世界遺産キッズアカデミー等の子ども向けの学習機会を設けました。 国民共通の財産である世界遺産を後世に継承していくため、遠賀川水源地ポンプ室を保全し、世界遺産に接する機会を設けることで、世界遺産を活かしたまちづくりに努めました。
第5次総合計画に向けての課題	遠賀川水源地ポンプ室を後世に継承するため、所有者や国・関係自治体と連携しながら、世界遺産価値の保全に取り組んでいくこと、また、文化財や世界遺産を保存するだけでなく、これらを活かしたまちづくり、地域づくりを推進していくことが課題です。

【生涯学習】

現状と課題	本市では、文化やスポーツを通じて、次世代を担う子どもたちの健全育成を図り、「生きる力」を育み、すべての人たちが生涯を通じて学ぶことのできる取組みを推進するよう努める。 今後は、「中間市生涯学習基本計画」に盛り込まれている課題や推進施策を踏まえ、市民一人ひとりの学習成果が適切に評価される生涯学習社会の実現を目指しながら、活力のあるまちづくりを創造していくことが重要な課題である。
施策の基本方向	「だれでも」、「いつでも」、「どこでも」、気軽に学習活動やスポーツ・レクリエーション芸術文化活動、ボランティア活動などに親しむことができる、「生涯学習のまちづくり」の実現を目指すため、本市における生涯学習の総合的な推進を図ることを目的に、平成11年3月中間市生涯学習基本計画」を策定した。 この計画では、生涯学習のまちづくりを進めるキャッチフレーズは「であい・ふれあい・まなびあい生涯学習都市なかま」、サブテーマは、「ステップ・アップ なかまづくりプラン21」と定め、生涯学習を推進することとしている。 今後は、この基本計画に盛り込まれている課題や推進施策を踏まえ、21世紀にふさわしい「元気な風がふくまち なかま」のまちづくりを目指す。
成果	中央公民館講座、生涯学習センター講座、歴史民俗資料館講座、図書館講座、ハーモニーホール講座など、各施設で市民のニーズを捉えた講座や教室を多数開催し、市民のライフステージに応じた学習機会を提供することができました。これにより生涯を通じて学ぶことの出来る取組みを推進することができました。
第5次総合計画に向けての課題	生涯学習活動を活発にしている年齢層とそうでない年齢層とに2極化されており、活動している層による生涯学習活動をより一層促進すること、活動していない層にいかに関心を持ってもらうかが課題です。

【人権】

現状と課題	世界の人権問題の取組みとしては、昭和２３年の国際連合第３回総会で「世界人権宣言」が採択されたのを契機として、「国際婦人年」「国際障害者年」「国際平和年」「人権のための国連１０年」などの取組みが生まれた。また、わが国においては日本国憲法第１１条に、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と示されており、差別の撤廃と人権意識の高揚に努めてきた。 中間市においても、昭和５４年に初めて同和地区の実態調査を行い、それを基に昭和５６年に中間市同和対策基本計画を策定した。国の同和対策関係法案と併せて、本格的に中間市の同和対策事業が始まり、このような数々の施策は、生活環境改善などのハード面について一定の成果をおさめた。また市民の人権教育や人権啓発、地域の就職対策など多くの面で中間市の人権問題が喚起された。しかし、「人権の世紀」といわれる２１世紀に入って１０年以上経過してもなお、連日のように命が軽んじられ、同和問題を始め、女性や老人・障害のある人たちへの差別、未来を担う子ども達への暴力など、人権を取巻く環境は複雑化、また深刻化していく傾向にあり、人権擁護の取組みはますます重要になっている。 中間市においても、平成２２年に「中間市人権教育・啓発に関する基本計画」及びその事を具体的に実践していく。 また、「行動計画」を策定し、人権を尊重し人が集う魅力あるまちづくりを目標に、人権問題の解決に一層努力していかなければならない。
施策の 基本方向	平成２２年に策定した「中間市人権教育・啓発に関する基本計画」及び「行動計画」の基本姿勢に基づいて、市民に人権尊重に対する理解を深め、その体得を図る。 （１）人権教育・啓発活動の推進 人権が尊重される社会を築くため、すべての人々が自らの課題として受け止め、あらゆる場面に生かすことができる人権意識の高揚に取り組む。 （２）すべての人が共存できる人権尊重社会の実現 すべての人々が人間らしく生きる権利を有し、それぞれの文化や価値観、個性の違いを認め合い、多様性を尊重しながら共に生きる社会の実現を目指す。 （３）市民参画による人権行政の推進 人権が尊重される社会を実現するためには、社会全体で取り組むことが重要で、このため、国・県等の行政機関はもとより、様々なまちづくりで活動をしている市民団体をはじめ、企業や農業関係団体等と人権を尊重した人権行政を推進する。

成果	本市では、平成３１年に「中間市人権擁護条例」の一部改正を行い、「中間市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」と題名も改めて施行しました。 本条例は、国においての障がい者差別や部落差別の解消の推進に関する法律等の施行や、本市の事情を踏まえ、“市民や事業者による差別行為の禁止”や“市内事業所の職場での研修や啓発活動の実施を努力義務とすること”などを新たに規定し、あらゆる差別や人権侵害をなくし、差別のない中間市を実現することを目的としています。本市の人権のまちづくりを果敢に進めていくための決意と方針を本条例に込めています。 平成３０年度に実施した人権教育・啓発に係る市民意識調査では、「人権に関する関心」については、全体の63.1%が「非常に関心がある」または「まあまあ関心がある」と回答しています。県の調査結果と比較すると5.4ポイント低くなっていますが、有効票555件でのサンプリング誤差に留意すると大きな差は認められない結果といえます。「あまり関心がない」と「ほとんど・全く関心がない」を合わせた割合が34.0%を占めていることは課題といえます。年代別にみると、子育て世代に当たる30歳代と40歳代で関心を持っている人の割合が高くなっているのが特徴です。 人権問題に関する関心度は県の平均レベルにあるが、世代間での関心度の格差を縮めていくことが課題といえます。
第5次総合計画に向けての課題	同和問題、女性問題、子どもの問題、高齢者の問題、障がい者の問題、インターネット、外国人、性的少数者に関する問題の分野別人権問題のほかにも、いわゆる社会的弱者として人権が十分に保障されていない人たちに関する問題、社会情勢の変化に伴って発生した人権問題が存在します。 これらの人権課題についても、差別と偏見を解消するため、あらゆる機会をとらえて、引き続き教育や啓発活動を実施していくことが課題です。 また、前回の「施策の方向性」をふまえ、令和２年に策定した「第３次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」について、市民意識調査を実施し、審議会に図り見直しを行い「第４次中間市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定します。その後は、この基本計画に基づいて、市民に人権尊重に対する理解を深め、その体得します。そのため、関係団体や教育機関、市内企業とも連携しながら、教育・啓発等の一層の充実が課題です。

【住民基本台帳カードの普及・奨励】

現状と課題	住民基本台帳カードの普及・奨励国の電子自治体の構築及びＩＴ化の推進という施策に基づき、平成１２年度から住民基本台帳ネットワークシステムの構築が始まり、平成１５年８月から本格稼働された。 このシステムによる住民サービスの主なものは、住民基本台帳カードを作成することにより、①住民票の写しを全国どこの市区町村からでも取得が可能になる（住民基本台帳事務の効率化）。②住民基本台帳カードの所有者に対し転入・転出時の特例処理（付記転入届・付記転出届）ができる。また、③この住民基本台帳カード（写真つき）を用いれば、確実に本人確認ができるため、本人確認のための身分証明に使える。さらには、④このカードを用いて公的個人の認証登録を行えば、国税の電子申告や社会保険庁の関係手続きができる。今後は、その他の各種行政手続きに公的個人認証サービスが予定されている。 ちなみに、当市における平成２２年３月３１日現在の住民基本台帳カードの発行件数は、人口４５,５７７人に対し１,６１５人、普及率は３.５４％で、極めて低い結果となっている。 今後も、住民への周知・広報を充実・強化し、普及率の向上に努めていく。
施策の基本方向	全国的に展開される電子自治体の基盤づくりのため、住民基本台帳カードの普及率を高めるとともに、公的個人認証サービスを受けることのできる受益権者を増やし、各種行政手続きの簡素化による住民の利便性の向上を図る。
成果	当市における平成２８年３月３１日現在の住民基本台帳カードの発行件数は、人口４３,１３９人に対し２,４９７人、普及率は５.７８％で、前回から若干増加したものの、普及は進みませんでした。 平成２７年１０月１日にマイナンバーが住民に符番され、住民基本台帳カードは平成２８年１２月３１日をもって発行終了となり、代わって平成２８年１月１日からマイナンバーカードの発行が開始となりました。 住民基本台帳カードの発行終了後、マイナンバーカードの普及促進に努め、令和５年３月３１日現在で、交付率は６８.４６％となっています。 普及促進の一環として、市民課窓口でのマイナンバーカードの申請補助、商業施設・介護施設・ワクチン接種会場や公民館に出向く出張申請補助、マイナポイント申込支援等の実施及び第２土曜日、第４日曜日のマイナンバーカード臨時交付窓口の開設をしました。 その他にもカードの利活用の促進で令和４年１１月にコンビニ交付の導入、令和５年２月にマイナポータルを利用した転出届・転入の予約サービスを開始しました。
第５次総合計画に向けての課題	マイナンバーカードは令和６年秋には健康保険証と一本化、令和６年度末には運転免許証と一体化し、対面でのより重要な本人確認ツールとなります。また、行政手続きのオンライン申請、民間のオンライン取引など、日常生活の中で利用の場が拡大していく予定です。 このことから、今後もマイナンバーカードの普及促進のため、住民への周知・広報の充実、強化が課題です。

【男女共同参画】

現状と課題	男女共同参画の取り組みは、国連を中心とした国際的な動きと軌を一にして行われてきた。 昭和21年に国連婦人の地位委員会が設置され、昭和50年を国際婦人年とし、メキシコで第1回世界女性会議が開催され、日本においても、この年に婦人問題企画推進本部が総理府（現内閣府）に設置され、昭和52年に国内行動計画が策定された。 昭和54年、国連総会は女性に対する差別を撤廃し男女平等原則を具体化するための女子差別撤廃条約を採択し、昭和60年に日本はこの条約を批准した。さらに平成7年北京で開催された第4回世界女性会議では北京行動綱領が決定され、国内でも政府と女性たちのパートナーシップによって総合的、体系的な取り組みが進み、平成11年には男女共同参画基本法が公布・施行された。 福岡県では、平成13年10月に福岡県男女共同参画条例が制定され、平成14年に第1次福岡県男女共同参画計画、平成18年には第2次福岡県男女共同参画計画が策定され積極的な取り組みを行っている。 本市においては、平成14年に第1回目の市民意識調査を行い、それを基に平成16年に「中間市男女共同参画プラン」（10か年計画）を、平成19年には「中間市男女共同参画行動計画」（3か年計画）を策定し、具体的に施策を展開してきた。 さらに平成21年には、新たに学識経験者・有識者及び市内各団体や市民代表で構成する「中間市男女共同参画審議会」を発足させ、同年に実施した第2回目の市民意識調査の結果を踏まえ「中間市男女共同参画プラン」の後期への見直しを行い、平成22年に同プランに基づいて平成25年度までの「中間市男女共同参画後期行動計画」を策定している。 今日、少子・高齢化は、急速に進展しており、今後人口が減少していく社会が到来することが予測されている。こうした社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力あるまちづくりを進めていくためには、女性のチャレンジ支援を積極的に進めることにより、女性の個性と能力を発揮できる社会を構築することが必要となっている。また、子どもを安心して生み育てることができるように仕事と子育てが両立できる社会を構築することも必要である。 また、近年、夫やパートナーからの暴力が顕在化するなど、女性に対する暴力が大きな社会問題となっている。暴力はその対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、暴力の現状や男女の置かれている日本の社会構造の実態を直視するときに、特に女性に対する暴力について早急に対応が求められる。女性に対する暴力は、女性の人権が軽視あるいは無視されることから生じており、個人の人権が性別に関係なく平等に尊重される社会を確立する必要がある。
-------	---

施策の 基本方向	平成１４年に初めて行った男女共同参画にかかる市民意識調査と、平成２１年に改めて行った市民意識調査とを比較した結果「男女平等や女性の地位向上」については、平成２１年調査では全体で57.7%の人が「関心がある」と答えているが、平成１４年調査での68.5%に比べ関心度は下がっている。また、「男は仕事、女は家庭」という考え方については、平成２１年調査では「同感する」という回答が54.3%で「同感しない」をやや上回っており、平成１４年調査と変わらず、本市における固定的性別役割分担意識は依然として高いと言える。 男女共同参画社会づくりに向けては、市民の意識改革が重要な課題である。そのためには「中間市男女共同参画プラン」及び「後期行動計画」に基づいて、市民と行政の各セクションにおける実効ある行動を積極的に展開、促進する必要がある。国や県、中間市の「女性ネットなかま」をはじめとした、関係団体と連携した研修や講演会を開催し、学習の場をとおして意識改革を推進する。また、地域や学校、事業所においても、あらゆる広報媒体による啓発を拡充し、本市における真の男女共同参画社会の確立を目指す施策を展開していく。
成果	平成３０年度に実施した男女共同参画に係る市民意識調査では、「男女平等や女性の地位向上」については、「関心がある」と回答した割合は60.6%であり、平成２５年度に行った調査結果と比較してみると10.4ポイント高くなっています。また、「男は仕事、女は家庭」という考え方については、「同感しない」と回答した割合が53.6%と調査開始以来初めて半数を超え、固定的な性別役割意識を持つ人の割合が徐々に低くなっている傾向がみられます。さらに、これを男女別に比較すると、今回の調査では男性の「同感する」と回答した割合は44.4%であり、前回調査結果の58.3%から大幅に減少しており、男性の意識が大きく変化していることが分かります。
第5次総合計画に向けて の課題	上記市民意識調査では、「男女共同参画の施策の認知度」に対する回答でセクシャルハラスメントやDV防止法等の認知度は高いものの、中間市独自の施策等については「知らない」との回答の割合が多い結果となりました。男女共同参画社会づくりには、市民の意識改革がなにより重要です。国や県の動向を注視しながら、中間市独自の取組を実施し、身近なところからの意識改革を推進していく必要があります。そのため、関係団体や教育機関、市内企業とも連携しながら、啓発・教育・相談事業等の一層の充実が課題です。

【国際交流】

現状と課題	本市での国際協力としては青年海外協力隊、シニア海外ボランティアといった発展・開発途上国での活動や、福岡県女性研修の翼、またホームステイ受け入れといった様々な市民の自主的な交流が行われている。 現在、世界ではテロや内紛・天災などの影響で活動支援を必要とする国々は多く、国際協力の重要性から、青年海外協力隊やシニア海外ボランティアの募集は行われており、今後も参加者への支援は欠かせない。 一方、市内の中学校や小学校における英語力の強化と国際理解を促進するため、外国語指導助手（ＡＬＴ）を招致し、語学教育の充実を図っている。 さらに、平成２１年度からは、外国人在住者が言葉の問題から孤立しないようにと、ボランティアの方と日本語教室を開催している。 今後も、国際交流に参加する市民の支援体制の充実を図ることが必要である。
施策の基本方向	これまでの国際交流・協力の実績を踏まえ、市民が積極的に国際交流や国際協力が図られるよう支援を継続するとともに、市民が主体となった国際交流や連帯活動の展開を図っていく。また、市内で生活をする外国人への支援を行っていく。
成果	青年海外協力隊やシニア海外ボランティアといった国際協力事業に携わる市民の方に対し補助金を交付し、活動を支援しています。 在住外国人への支援を行う団体と日本語教室を共催しており、市民主導による国際交流の推進や外国人の日常生活支援、多文化共生のまちづくりに よる国際交流の環境整備を図っています。 また、世界遺産の概要を説明する解説案内サインに外国語表記を施し、外国人観光客の受け入れ環境を整備しています。
第5次総合計画に向けての課題	国際交流の推進には、市民の参加が重要であるため、市民が主体の国際交流事業に携わる団体や市民に対し、継続的に支援していくことが課題です。

【広報・広聴機能の充実】

現状と課題	近年の市民の行動範囲の広域化や趣向の多様化などに対応し、近隣市町との連携を図りながら、広域的、多角的な視点で、市民にとって新鮮で有益な情報や話題を提供するとともに、市民と行政をつなぐパイプ役として、「広報なかま」と「中間市ホームページ」で、情報提供するなどの広報活動を行ってきた。 また、市政に市民の声を幅広く取り入れるため「市長への手紙」「パブリックコメント」などの広聴活動を行ってきた。「協働のまちづくり」を掲げる中間市にとって、従来の行政主導型の市政から、市民との協働の市政への転換には、市民の市政への参加は欠かせない。しかしながら、広報活動・広聴活動の現状として、市民参加型という観点からは十分なものとは言えないため、市民だれもが気軽に市政に参加できる環境を整えていくことが課題である。 さらに、「中間市ホームページ」は導入後、長い年月を経過しており、日々進化していくシステムに比べて利用のしやすさに満足いくものとは言えないため、ホームページのリニューアル、レイアウトやコンテンツの見直しを行う必要がある。
施策の基本方向	近年の市民の行動範囲の広域化や趣向の多様化が一層進展し、パーソナルコンピュータとインターネットの大幅な普及により、「いつでも」「どこでも」「だれでも」情報入手が容易になってきている。それに伴い、「中間市ホームページ」の閲覧数は年々増加している。 市民参加型市政の進展のためには情報管理部門との連携を図りながらIT化を推進し、市長への手紙については電子メール（ホームページ）を活用した双方向の意見交換が展開できる施策を検討するとともに、「中間市ホームページ」の内容の充実を一層図っていく。 また、近隣市町とも連携を図りながら、広域的、多角的な視点で、市民にとって新鮮で有益な情報や話題の提供を充実する。
成果	市内外へ発信・交流できるツールとして平成23年2月28日に公式Twitter「なかっぱ」を開設しました。令和5年6月末時点でのフォロワー数は9,314人です。 平成24年3月から「市長へのメール」をホームページ上に開設しました。メール件数は平成23年度は2件、平成24年度は23件、平成25年度は74件、平成26年度は26件、平成27年度は29件、平成28年度は25件、平成29年度は70件、平成30年度は49件、令和元年度41件、令和2年度は121件、令和3年度は115件、令和4年度は52件となっています。 2014年10月からはFacebook「中間市役所」を開設、市内のイベントや話題発信をしています。令和5年6月末時点でのフォロワー数は1,306人です。 その後は、2019年からLINE「中間市」を開設、令和5年6月末時点の登録者数は1,675人となっています。また、令和2年からはインターネットを介せずに情報を簡単に得られるKBCdボタンを開始しています。 ホームページは令和4年にシステムをリニューアルし、検索のしやすさやスマートフォンなどでの使いやすさを考慮しました。広報紙はページ数が削減されてはいますが、デジタル機器等の操作が難しい高齢者や障がい者の方々に配慮した構成を考え作成しています。

第5次総合計画に向けての課題	情報の取得にはさまざまなツールがあり、読まれる方々の多様性に配慮すべきであり、ツールごとのメリット・デメリットによって使い分けていく必要があります。情報伝達においてスピードが求められる災害時などは、職員だけでなく市民と一体になり、命を守るための情報発信が必要です。時代の変化に適応できるよう庁内の横断的な連携と取組みが一層必要になります。デジタル化はさらに進むことが予想されることから、効率化とともに正確性をいかに担保していくかが課題です。
-----------------------	---

【行財政計画】

現状と課題	行財政計画の取組みは、昭和 6 1 年 5 月に「第 1 次行政改革大綱」を策定し、事務事業の見直しや機構の簡素化、定員や給与の適正化など、行財政全般にわたり改革を進めてきた。 さらに、平成 8 年 9 月には「第 2 次行政改革大綱」を策定し、来るべき高齢化社会の到来、情報化・国際化の進展、女性の社会進出など、バブル崩壊後の社会経済情勢の変化に伴い、市民ニーズは多様化し行政需要は拡大の傾向にあるなかで、分権時代に対応した行財政の取組みを進め、一定の成果を挙げてきた。 しかしながら、本市をとりまく行財政の環境は、依然として厳しい状況が続き、さらに平成 1 4 年に発表された国の三位一体改革に対応すべき緊急な取組みの必要性に迫られ、平成 1 5 年 4 月からの 3 ヶ年間「緊急財政健全化計画」を策定し、その取組みを始めた。その後、持続可能な財政基盤の確立と協働のまちづくりを推進するため、平成 1 7 年 1 1 月に「第 3 次行政改革大綱」を、また同大綱の実施計画である「行財政集中改革プラン」を、平成 1 7 年度から平成 2 1 年度までの 5 年間で推進期間として、行財政改革に取り組んで結果、目標効果額を上回る成果を挙げてきた。 平成 22 年度以降も引き続き、地域の実情に応じて不断に行財政改革を推進し、新たなプランを基に持続可能な行財政基盤の確立と、市民の満足度を高める成果重視型の行財政システムの構築を目指す。 ≪ 国の三位一体改革 ≫ 国の膨大な赤字を減らすためと、平成 1 1 年に始まった地方分権社会に対応させるための国の三位一体改革は、①税財源の移譲②地方交付税の見直し③国庫補助金等の削減を目標に、平成 1 5 年度から本格的な見直しが始まり、地方交付税や国の補助金などの削減が先行され全国の地方公共団体は、緊急に財源の見直しに迫られた。本市においても、税財源など自己財源に乏しく、地方交付税や国庫補助金など依存財源に偏った財政構造は、従来型の財政運営の効率化や歳出削減などの手法では財政収支の均衡を図ることは困難であると考えられ、この厳しい財政環境に対応するために、新たに「第 3 次行政改革大綱」を策定した。この大綱に基づき徹底した事務事業の見直しや、職員の定員管理の見直しによる人件費の削減、さらには市民とともに地域協働のまちづくりを推進し、行財政改革を断行することにより、持続可能な行財政運営への転換を図り、本市の中・長期の展望を切り開いていかなければならない。
施策の基本方向	行財政改革の取組みは、地方分権や情報通信技術の進展、厳しい財政状況など、地方自治体の行財政運営をめぐる新たな環境に対応するために、自己決定と自己責任の原則に基づいた自立的な行財政システムを確立し、限られた財源と資産を最大限に活用するなかで、市民との協働による活力ある地域づくりを推進するものとする。 さらに行財政改革の推進にあたっては、最小の経費で最大の効果をあげるという自治体経営の基本理念に立って、行政サービスの一層の向上を図りつつ、効率的かつ効果的な行財政運営を推進するため「自立」、「協働」、「効率」の三つのキーワードのもとに、持続可能な財政基盤の確立と市民や N P O、その他民間セクターと協働し、相互に連携して新たなまちづくりの形成を目指す。

【人件費の削減と人材育成について】

・職員の定員管理の見直しによる人件費の削減について

定員管理の見直しにより、職員の適性等を考慮した効果的な人事配置等を行うことで新規採用者数の抑制に努めました。また、給与制度の適正化を推し進めた結果、財政負担に直結するラスパイレス指数の引き下げに成功し、令和３年度には基準値である100を下回りました。計画期間及び計画期間後の成果は、下表のとおりです。令和元年以降は、人事院勧告等により全国的に給与水準が引き上げられる中、職員数の削減及び給与制度の適正化により人件費の上昇を抑制することができました。

第４次総合計画後期基本計画期間の推移（平成２３年度～平成２７年度）								
年度	平成２３年度	平成２４年度	平成２５年度	平成２６年度	平成２７年度			
定員管理調査上職員数	447	445	447	453	439	(人)		
人件費（普通会計）	2,924,087	2,810,745	2,675,514	2,752,125	2,759,836	(千円)		
職員数（普通会計）	312	308	305	299	297	(人)		
ラスパイレス指数	100.6	100.7	100.4	100.4	101.1			
第４次総合計画後期基本計画以降の推移（平成２８年度～令和４年度）								
年度	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	
定員管理調査上職員数	445	447	448	444	434	356	351	(人)
人件費（普通会計）	2,901,782	2,928,842	2,976,074	2,934,709	2,952,592	3,214,123	2,953,652	(千円)
職員数（普通会計）	300	302	306	305	295	297	293	(人)
ラスパイレス指数	101.7	101.2	100.5	100.6	100.1	99.6	99.5	

※定員管理調査上職員数は、普通会計以外の特別会計及び企業会計等の職員を含んでいません。

・職員の人材育成と資質向上について

「①職員の勤務成績を公平かつ公正に評価する仕組みを構築する」という計画に関しては、平成２３年度から人事評価制度の試行実施を開始し、段階的に対象職員の範囲等を拡大しながら運用方法等の検証を行い、平成２８年度に本格実施に至りました。

計画期間後も引き続き人事評価制度の構築を進め、平成２９年度からは評価結果の勤勉手当への反映を開始し、また、令和２年度からは昇給への反映も開始しました。

「②職員の意識改革と能力向上のため、人材育成基本方針に基づき、効果的な人材育成システムを構築する」という計画に関しては、職員研修の充実に特に力を入れ取り組んでおり、職員の事務改善に対する意識や市政への参画意識を高めるため、事務改善提案や市政全般に関する課題提案を行い、市長へのプレゼンテーションを行う研修を取り入れるなど、これまでにない新たな研修を企画・実施してきました。また、令和３年度には職員研修委員会を設置し、職員のニーズを踏まえた効果的な研修を実施できるよう取り組んでいます。

【財政について】

本市の財政は、人口減少及び少子高齢化の進展、下水道事業の推進等の影響により、市税や地方交付税を柱とする歳入が伸び悩む一方で、歳出においては社会保障関連経費及び繰入金等が増加し、歳出超過となった結果、平成27年度から令和元年度までの５年間、財源不足を基金からの繰入により補う状況が続きました。その結果、一般会計基金残高が25億円以上減少し、財政調整基金残高は約１億３千万円と枯渇状態に陥りました。

そこで、令和元年度から予算編成に枠配分方式を導入したほか、借換債を実施するなど、様々な収支及び財政構造の改善に向けた取り組みを実施しました。その結果、令和２年度及び令和3年度の決算において、財政調整基金を積み増すことができました。

	しかしながら、これは、ふるさと納税の好調や土地売却収入といった臨時的収入の増加、コロナ禍での給付費や施設の管理運営費等の減少といった影響があったことにも支えられた結果であり、持続可能な財政基盤の確立までには至っていません。 【「協働」について】 平成17年11月の中間市行政改革大綱において、「自立」・「協働」・「効率」の三本柱が掲げられ、安全安心まちづくり課では「協働」の事務を担当し、事務を進めてきました。具体的には、町内会連合会及び公民館連合会と協議を行い、平成23年4月にひとつの町内会にあった「町内会」と「町内公民館」のふたつの組織を「自治会」に一本化し、自治会の役員の担い手不足、事務負担、後継者不足を改善しました。また、これだけでは自治会の負担は軽減しないことから、将来、自治会をはじめ地域の諸団体が衰退し、消滅し、解散していかないように、小学校校区内の自治会、婦人会、老人会、PTA等の諸団体が集まり、結成された校区まちづくり協議会を設立しました。会員不足、後継者不足などで弱体化しつつある諸団体の活動を校区まちづくり協議会が行っていくことで、活動が維持でき、また、地域の課題解決を校区まちづくり協議会が行うことで住みやすい校区をつくっていけるものと考えています。市では、校区まちづくり協議会が主体となって考える地域課題の解決に向けた活動を支援しています。
第5次総合計画に向けての課題	【組織について】 本市では、財政面での危機的状況乗り越え、持続可能な行財政運営への転換を図るため、行財政改革を強力に推進してきた結果、本市職員数は類似団体の中で極めて低い水準となり、職員一人当たりの業務量の増加が顕著となっています。また、市民ニーズの多様化及び複雑化に加え、人口減少問題等、多くの政策課題を抱え、組織全体が疲弊しつつある状態となっています。したがって、この現状を打破することが課題であり、次のとおり取組を行うことで解消を図ります。 ①たてわりの意識を捨て、組織全体での協力体制を構築できるよう、部署間、職員間での協力制度を強力に推進する。 ②財政状況を注視しつつ、市民ニーズに迅速かつ的確に対応できる職員数を確保するため、計画的な職員採用を行っていく。 ③限られた人材や財源で、最大限質の高い行政サービスを提供できるよう、職員の人材育成制度を充実させ、職員の職務に対する意欲や能力の向上を促す。また、採用の段階で優秀な人材を確保することが、組織としての人材育成のスタートであると考え、採用試験制度の改善及び見直しを積極的に行っていく。 ④市民から信頼される市役所の実現に向け、職員のコンプライアンス意識の醸成に努めていく。 ⑤近年、メンタルヘルス不調により病気休暇を取得する職員が増加傾向にあることから、職場環境の改善及びメンタルヘルス研修等の充実により、職員が心身ともに健康な状態を保ち、持てる力を最大限発揮できる職場環境を目指す。 【財政について】 予算編成については、枠配分方式を採用しており、経常的な歳入に見合った歳出とする編成方針が基本となっています。枠配分方式については、これまでも歳出抑制に一定の効果は上げているが、事業単位での取捨選択がほとんどなされておらず、本質的な収支の改善には至っていません。 歳入については、人口減少と少子高齢化の進展により市税収入の減少が予測される。これまで好調であったふるさと納税についても、令和2年度をピークに減少に転じており、加えて自治体間競争の激化により、ふるさと納税の競争率が高くなり、ふるさと納税の収入が減少傾向にある。

もあって、今後更に大幅に減少する恐れがあります。

歳出については、老朽化した公共施設の維持保全等に係る多額の行政需要が見込まれ、事業の規模や内容によってはその額が大幅に膨らむことも予測されます。また、国の施策であるDXやGXの推進、経済社会構造の急激な変化には柔軟に対応していく必要がありますが、その財政的負担は多大なものになることが見込まれます。

この状況に対応するためには、スケールメリットを活かし、より効果的かつ効率的な組織運営を行う必要があり、行政の広域化の検討、推進が課題です。

【「協働について」】

将来にわたって持続可能なまちづくりを実現するためには、「自立」・「協働」・「効率」の三本柱が重要です。しかし、「協働」の担い手である諸団体では、役員の担い手不足、高齢化、加入率の低下など様々な問題を抱えています。協働の担い手となる校区まちづくり協議会など諸団体の活性化、支援が課題です。

【広域行政】

現状と課題	本市及び北九州市・遠賀４町とで北九州都市圏広域行政推進協議会を構成し、北九州市西方地区と本市及び遠賀４町の一体的な活性化を目指して各事業を進めてきた。 また、福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会は、北九州市を中心とした福岡県北東部地区の１７自治体との交流を通じ、本市を含めた地域の活性化に取り組んできた。 平成２１年度からは、福岡県と遠賀４町とともに「遠賀・中間広域連携プロジェクト」もスタートし、さまざまな事業に取り組んでいる。遠賀・中間地域広域行政事務組合では、各市町で個々に行っていた各種事業を共同で行うことによる効率化を追求したもので、現在、し尿・じん芥処理、老人福祉施設、火葬施設、休日急患センター及び、農業共済事務に関する事務を委託しているが、平成１３年度、本市の西部地区に「中間・遠賀リサイクルプラザ」を開設し、本市及び遠賀４町のペットボトルをはじめ、ビン・カンなどの資源リサイクルに取り組んでいる。 今後は、中間市における未加入部門（消防行政）をはじめ、情報処理や福祉部門など、さらに広域化を検討しながら、行政運営の効率化とコストの削減を図らなければならない。 合併問題については、現時点では、他市町との合併の実現は困難な状況にあります。機会あるごと合併や、連携のあり方について、意見交換や情報交換を行い、将来、再び合併の流れが起これば、そのときには市民の意志を確認し、議会とも協議しながら的確に対応していく。
施策の基本方向	北九州都市圏広域行政推進協議会及び福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会、遠賀・中間広域連携プロジェクトを構成する自治体との協調を強め、圏域全体の活性化に向けた施策や事業の展開を推進する。 また、遠賀・中間地域広域行政事務組合の事務事業のうち、北九州市での処理が検討されているじん芥処理については円滑な事業移転が進むように遠賀４町との調整を図るとともに、「中間・遠賀リサイクルプラザ」の運営についても資源リサイクル品目や種別の拡大、また未加入部門（消防行政）や、さらに情報処理や福祉部門などの広域化に向けた諸施策を検討し、市民サービスの向上を図る。

成果

北九州都市圏広域行政推進協議会については、北九州市西方地区と本市及び遠賀4町の一体的な活性化を目指し、まちづくり・広域行政・生活・居住空間の整備など様々な事業を実施し、一定の成果を上げてきました。近年では、こども文化パスポート事業や食のイベントなどの連携事業を行っており、圏域の魅力の発信などにも寄与したところです。しかしながら、平成28年度から新たな枠組みとして開始された「連携中枢都市圏北九州都市圏域」の構成市町と活動内容が重複していたことから、必要な事業は同枠組みの中で推進することとし、協議会は令和4年3月31日をもって廃止となりました。今後は連携中枢都市圏北九州都市圏域の枠組みにおいて引き続き地域の一体的な活性化に取り組んでいきます。

福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会については、地域が一体となって魅力ある高次都市機能を兼ね備えた質の高い複合都市圏を形成するための事業を推進することを目的とし、グルメや特産品、観光などのイベントの実施や、市町職員向け研修、提案・要望活動、圏域内を巡る検討会等を実施してきたことで、地域全体の発展に寄与しました。現在は、東九州自動車道をはじめとする高速交通体系の整備促進など、東九州軸地域振興のための事業促進に関する要望活動を継続して実施しており、その他の取り組みについては先述の「連携中枢都市圏北九州都市圏域」へ継承されています。

「遠賀・中間広域連携プロジェクト」については、交流の環、地産の環、発信の環、資源循環といった“4つの環”をテーマに「水辺のくに博覧会」事業や遠賀・中間魅力発信事業など、さまざまなプロジェクトを実施し、地域を支える人材の育成や交流人口の拡大を図ることで、遠賀・中間地域の振興に寄与してきましたが、社会情勢の変化や市町村の抱える課題が多様化・複雑化していることから在り方を見直すこととなり、令和5年3月31日をもって解散となりました。

その後は、別途開催されている「地方創生市町村圏域会議」を情報交換の場から、県と市町村が連携して取り組む政策課題について意見交換を行う会議体に見直すことで、各市町村や圏域が抱える課題の把握とその解決に取り組むと同時に県と市町村との施策の方向性の認識共有を行っていくこととなりました。

また、遠賀・中間地域広域行政事務組合の事務事業については、平成19年度からじん芥処理をリレーセンターで行っています。同年度から、北九州市への可燃ごみの焼却処理委託及びプラスチック製容器包装に関する分別収集を開始し、関係市町と連携を図りつつ循環型社会の形成を目指しています。

合併問題については、現在まで単独市として歩んでおり、他市町との合併の可能性は検討されていません。もし合併に向けた機運が高まった際には、市民の意志を確認し、十分に協議し対応していくこととしています。

上記のように第4次総合計画の理念のもと、広域連携の枠組みは時代に合わせ変化しつつも、本市を含む圏域の一体的な発展及び活性化を図るため、様々な事業を実施し、成果を上げてきました。第5次総合計画策定後も引き続き他市町と密に連携・協力しながら取り組みを推進していきます。

第5次総合計画に向けての課題	人口減少が進行する中、地域を活性化し経済を持続可能なものとするためには、「連携中枢都市圏北九州都市圏域」等の枠組みにおいて引き続き広域連携を推進すること、更なる効率化のため新たに広域化が可能な分野を検討していくことが重要です。 このことから、第4次総合計画の理念のもと推進してきたソフト・ハード両面の整備によるサービス向上に向けた取り組みやPRイベントなどの成果を次の展開に活かしつつ、本市の産業特性や地理的特性、生活圏を考慮した上で地域の更なる活性化を図っていくことが課題です。 また、新たな課題についても、広域での解決が可能な事案については積極的に取り組みを推進していきます。
-----------------------	---